

令和5年度

保健医療行政の概要

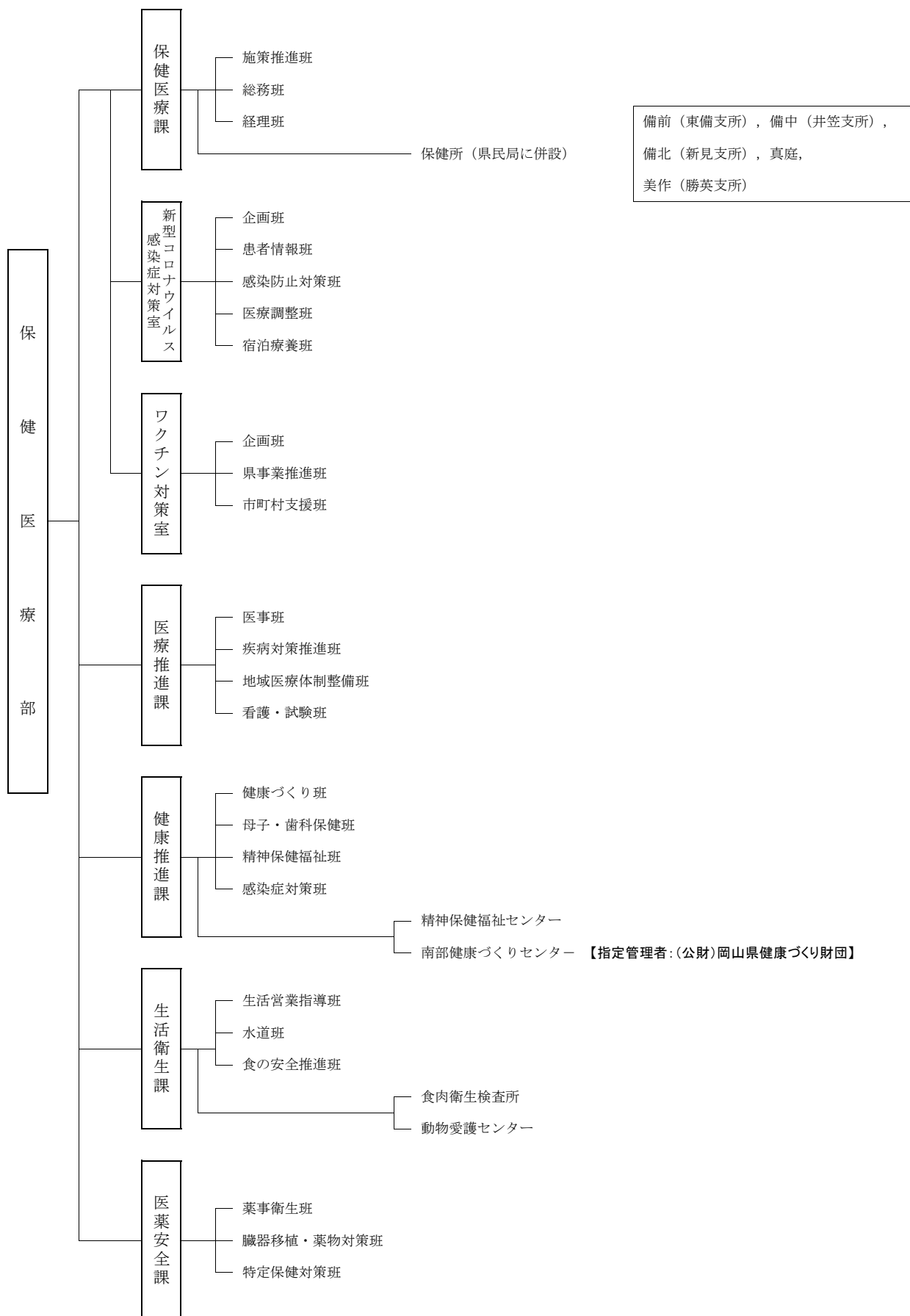
岡山県保健医療部

保健医療行政の概要 目次

第1 保健医療部の行政機構	
(1) 保健医療部行政機構図……………	1
(2) 県民局・保健所の行政機構図……………	2
第2 保健医療部機構系統別分掌事務	
1 保健医療部分掌事務……………	3
2 本庁各課及び出先機関等分掌事務…	3
3 条例等に基づく委員会、審議会、 協議会等……………	12
第3 令和5年度保健医療行政の重点施策	
1 施策推進の基本的な考え方……………	14
2 保健・医療・福祉充実プログラム…	14
第4 主要事業の概要	
＝保健医療課＝	
1 地域保健の推進……………	15
＝新型コロナウイルス感染症対策室＝	
1 新型コロナウイルス感染症対策…	16
＝ワクチン対策室＝	
1 新型コロナウイルスワクチン対策…	17
＝医療推進課＝	
1 岡山県保健医療計画の推進……………	19
2 医療介護総合確保促進法に基づく 県計画……………	22
3 医療提供体制の整備充実……………	23
4 看護職員の養成確保と資質向上…	29
5 がん対策の推進……………	32
6 医療費適正化の推進……………	32
7 循環器病対策の推進……………	33
8 保健統計……………	33
＝健康推進課＝	
1 健康づくりの推進……………	34
2 母子保健の推進……………	36
3 生涯を通じた歯の健康づくりの 推進……………	37
4 感染症対策の強化……………	37
5 ハンセン病問題対策の推進……………	40
6 精神保健福祉施策の推進……………	40
7 地域における健康づくりの推進…	42
＝生活衛生課＝	
1 生活衛生営業等の衛生確保……………	43
2 宿泊施設の適正な運営確保……………	45
3 食の安全・安心の確保……………	45
4 動物の愛護と管理……………	47
5 化製場等の衛生対策……………	48
6 水道の整備……………	49
＝医薬安全課＝	
1 臓器移植等の推進……………	51
2 難病対策及び小児医療対策……………	52
3 公害健康被害者救済対策……………	53
4 石綿による健康被害の救済対策…	53
5 血液事業の展開……………	53
6 医薬品等の安全確保……………	54
7 毒物劇物危害防止対策……………	55
8 麻薬・向精神薬・覚醒剤対策…	57
第5 令和5年度保健医療部当初 予算額一覧表……………	59

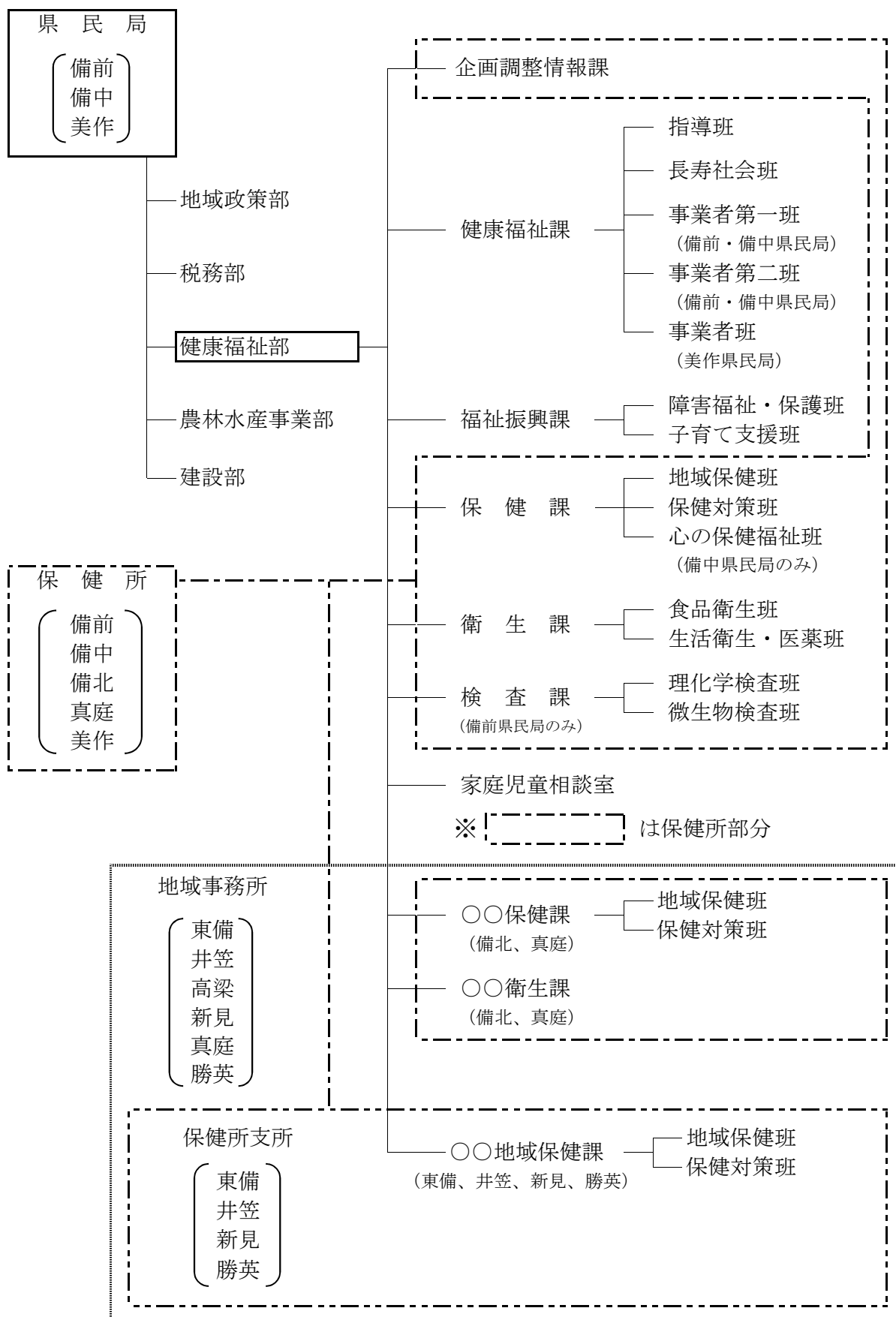
第1 保健医療部の行政機構

(1) 保健医療部行政機構図 (令和5年4月1日現在)



備前 (東備支所), 備中 (井笠支所),
備北 (新見支所), 真庭,
美作 (勝英支所)

(2) 県民局・保健所の行政機構図 (令和5年4月1日現在)



※地域事務所は、県民局の現地事務所

※保健所は、県民局の統轄出先機関

第2 保健医療部機構系統別分掌事務

1 保健医療部分掌事務

- (1) 保健衛生に関する事項
- (2) 保健所に関する事項

2 本庁各課及び出先機関等分掌事務

○本 庁

課室名	班名	所掌事務
保健医療課	施策推進班 総務班 経理班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保健医療に関する企画及び調査研究に関すること。 2. 保健所及び市町村の保健師活動の総合調整及び支援に関すること。 3. 保健ボランティア及び地域保健活動の推進に関すること。 4. 保健所に関すること。 5. 保健所運営協議会に関すること。 6. その他他課の分掌に属しない保健医療に関すること。
新型コロナウイルス感染症対策室	企画班 患者情報班 感染防止対策班 医療調整班 宿泊療養班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次項において同じ。）対策に関すること（他課及びワクチン対策室の分掌に属するものを除く。）。
ワクチン対策室	企画班 県事業推進班 市町村支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種対策に関すること。
医療推進課	医事班 疾病対策推進班 地域医療体制整備班 看護・試験班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療その他地域医療の整備に関すること。 2. 病院、診療所及び助産所に関すること。 3. 医療関係法人等の指導監督に関すること。 4. 医師、歯科医師、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、保健師、助産師、看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関すること。 5. 保健医療に係る人材の育成に関すること（健康推進課の分掌に属するものを除く。）。 6. 看護師等学校養成所に関すること。 7. 衛生関係従事者等の試験及び免許に関すること。 8. 旧公衆衛生看護学校に関すること。 9. 医療審議会、准看護師試験委員、岡山県がん対策推進協議会及び岡山県がん登録審議会に関すること。 10. 保健医療計画に関すること。 11. 医療療養病床転換支援等に関すること。 12. がん対策に関すること（健康推進課の分掌に属するものを除く。）。 13. 医療費適正化の推進に関すること。 14. 保健統計に関すること。 15. その他他課の分掌に属しない保健及び医療に関する法人等の施設指導に関すること。

課室名	班名	所掌事務
健康推進課	健康づくり班 母子・歯科保健班 精神保健福祉班 感染症対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康づくり対策の企画及び推進に関する事。 2. 栄養指導及び栄養士に関する事。 3. 健康増進事業に関する事。 4. 健康診査管理指導、特定健康診査、特定保健指導等の技術的支援に関する事。 5. 国民健康保険に関する事（特定健康診査及び特定保健指導に関するものに限る。）。 6. 母子保健に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。 7. 歯科保健に関する事。 8. 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事。 9. 発達障害児の福祉に関する事。 10. 母体保護に関する事。 11. 結核対策及び感染症対策に関する事（保健医療課新型コロナウイルス感染症対策室及び同課ワクチン対策室の分掌に属するものを除く。）。 12. 健康増進施設の整備に関する事。 13. 健康の森に関する事。 14. 衛生関係地区組織に関する事。 15. 精神保健福祉センター及び健康づくりセンターに関する事。 16. 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに関する事。 17. 精神保健福祉審議会、精神医療審査会、感染症対策委員会及び感染症診査協議会に関する事。 18. 食育の推進に関する事。 19. その他他課の分掌に属しない健康対策に関する事。
生活衛生課	生活営業指導班 水道班 食の安全推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食の安全の推進に関する事。 2. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事。 3. 調理師及び製菓衛生師に関する事。 4. 理容業及び美容業に関する事。 5. 興行場、旅館及び公衆浴場に関する事。 6. 住宅宿泊事業に関する事（届出等の受理及び指導監督に関するものに限る。）。 7. クリーニング業に関する事。 8. 生活衛生同業組合の指導監督に関する事。 9. 水道に関する事。 10. 建築物衛生に関する事。 11. と畜場及び化製場等に関する事。 12. と畜検査に関する事。 13. 狂犬病の予防に関する事。 14. 動物の愛護及び管理に関する事。 15. 食鳥処理業に関する事。 16. 食肉衛生検査所に関する事。 17. 動物愛護センターに関する事。 18. 生活衛生適正化審議会及び公衆浴場入浴料金審議会に関する事。

課室名	班名	所掌事務
医薬安全課	薬事衛生班 臓器移植・ 薬物対策班 特定保健対 策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬局に関する事。 2. 薬剤師に関する事。 3. 医薬品等の製造及び販売並びに検定検査に関する事。 4. 薬用植物に関する事。 5. 毒物及び劇物に関する事。 6. 麻薬、向精神薬、大麻及びあへんに関する事。 7. 覚醒剤に関する事。 8. 献血の推進に関する事。 9. 救急用血清に関する事。 10. 医療産業の振興に関する事。 11. 難病対策に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。 12. 公害健康被害の補償等に関する事。 13. 小児慢性特定疾病及び療育医療に係る医療費の給付に関する事。 14. 臓器移植等の推進に関する事。 15. 薬事審議会、麻薬中毒審査会、公害健康被害認定審査会、小児慢性特定疾病審査会及び指定難病審査会に関する事。

○ 出先機関等

出先機関等名		所 掌 事 務
県 民 局 健 康 福 祉 部	備前	<p>○健康福祉部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢社会に対応する施策の企画調整及び進行管理に関すること。 2. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の総合調整に関すること。 3. 高齢者の保健福祉に関すること。 4. 生活保護に関すること。 5. 児童福祉に関すること。 6. ひとり親家庭（母子、父子及び寡婦）等の福祉に関すること。 7. 身体障害者福祉に関すること（身体障害者手帳に関する事務を除く。）。 8. 知的障害者福祉に関すること（療育手帳に関する事務を除く。）。 9. 地域における健康づくりに関すること。 10. 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関すること。 11. 地域の保健、医療及び福祉に係る長期計画の策定及び総合調整に関すること。 12. 保健及び福祉に係るボランティアに関すること。 13. 保健福祉関係職員の研修に関すること。 14. 調査統計に関すること。 15. 保健所の業務との総合調整に関すること。 16. 前各号に掲げるもののほか、保健、医療及び福祉に関すること。
	備中	<p>（企画調整情報課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関すること。 2. 地域の保健、医療及び福祉に関する長期計画の策定及び総合調整に関すること。 3. 地域の保健及び福祉に関する情報の収集、整理及び活用に関すること。 4. 保健及び福祉に係るボランティアに関すること。 5. 保健福祉関係職員の研修に関すること。 6. 調査統計に関すること。 7. 保健福祉関係表彰に関すること。 8. 健康危機管理体制等に関すること。 9. 保健所運営協議会に関すること。 <p>（健康福祉課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢化対策に関すること。 2. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進に関すること。 3. 高齢者の在宅保健福祉に関すること。 4. 高齢者の医療及び健康増進事業の総合調整に関すること。 5. 認知症対策に関すること。 6. 社会福祉事業の推進に関すること。 7. 社会福祉関係の法人、団体、社会福祉施設及び事業所の指導監督に関すること。 8. 民生委員及び児童委員に関すること。 9. 戦傷病者、戦没者遺族等、引揚者、未帰還者留守家族等の援護に関すること。 10. 災害救助に関すること。 <p>（福祉振興課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活困窮者の保護及び更生に関すること。 2. 児童及びひとり親家庭（母子、父子及び寡婦）等の福祉に関すること。 3. 知的障害者の福祉に関する指導及び相談に関すること。 4. 身体障害者の福祉に関する指導及び相談に関すること。 5. 高齢者の福祉に関する指導及び相談に関すること。 6. 児童文化の向上に関すること。 7. 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 8. 保育所及び児童厚生施設に関すること。

出先機関等名		所 掌 事 務
県 民 局 健 康 福 祉 部	美作 企画調整情報課 健康福祉課 指導班 長寿社会班 事業者班 福祉振興課 障害福祉・保護班 子育て支援班 保健課 地域保健班 保健対策班 真庭保健課 地域保健班 保健対策班 勝英地域保健課 地域保健班 保健対策班 衛生課 食品衛生班 生活衛生・医薬班 真庭衛生課 家庭児童相談室	9. 要保護女子の保護及び更生に関すること。 10. 岡山県福祉年金に関すること。 (保健課、地域保健課、備北保健課及び真庭保健課) 1. 地域における保健及び福祉に係る一体的な施策の推進に関する こと。 (衛生課、備北衛生課及び真庭衛生課) 1. 生活衛生対策に係る保健福祉の調整に関すること。 (検査課) 1. 快適な環境づくりの推進の支援に関すること。 (家庭児童相談室) 1. 児童及び妊産婦の福祉に係る実情の把握に関すること。 2. 児童及び妊産婦の福祉に関する事項に係る相談、調査及び指導 に関すること。

出先機関等名		所 掌 事 務
保 健 所	備前	<p>○保健所</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。 2. 地域保健に関する情報の収集、整理及び活用に関すること。 3. 地域保健に関する調査及び研究に関すること。 4. 地域保健対策の実施に関する市町村に対する援助及び市町村相互間の連絡調整に関すること。 5. 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。 6. 栄養の改善及び食品衛生に関すること。 7. 住宅、水道その他生活衛生に関すること。 8. 医事及び薬事に関すること。 9. 保健師に関すること。 10. 公共医療事業の向上及び増進に関すること。 11. 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関すること。 12. 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。 13. 歯科保健に関すること。 14. 衛生上の試験及び検査に関すること。 15. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関すること。 16. 結核、感染症その他の疾病の予防に関すること。 17. 公害健康被害の補償等に関すること。 18. 健康の保持及び増進を図るため、必要に応じて、歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと。 19. 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整の支援に関すること。 20. 地域の保健、医療及び福祉に係る長期計画の策定及び総合調整の支援に関すること。 21. 保健福祉関係職員の研修の支援に関すること。 22. 保健所運営協議会に関すること。 23. 県民局健康福祉部との連絡調整に関すること。 24. その他地域住民の健康の保持及び増進に関すること。
	備中	<p>（企画調整情報課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関すること。 2. 地域の保健、医療及び福祉に関する長期計画の策定及び総合調整に関すること。 3. 地域の保健及び福祉に関する情報の収集、整理及び活用に関すること。 4. 保健及び福祉に係るボランティアに関すること。 5. 保健福祉関係職員の研修に関すること。 6. 調査統計に関すること。 7. 保健福祉関係表彰に関すること。 8. 健康危機管理体制等に関すること。 9. 保健所運営協議会に関すること。
	備北	<p>（保健課、備北保健課、真庭保健課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 結核、感染症その他の疾病の予防に関すること。 2. 歯科保健に関すること。 3. 予防接種及び検疫に関すること。 4. 身体障害児に関すること。 5. 母体保護に関すること。 6. 衛生上の試験及び検査に関すること（ただし、備前保健所は除く。） 7. 原子爆弾被爆者の健康診断及び手当等の支給に関すること。 8. 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。 9. 栄養の改善及び栄養士の業務に関すること。 10. 健康の増進に関すること。 11. 母性及び乳幼児に関すること。 12. 児童の保健に関すること。 13. 健康増進事業並びに生活習慣病及び介護の予防に関すること。 14. 公害健康被害の補償等に関すること。 15. 医療社会事業に関すること。 16. 難病患者の在宅療養支援に関すること。 17. 臓器移植に関すること。
	真庭	
	美作	
保 健 所 支 所	東備	
	井笠	
	新見	
	勝英	

出	先	機 関 等 名	所 掌 事 務
			<p>18. 市町村の保健師活動の総合調整及び支援に関する事。</p> <p>19. 保健師看護師助産師学校養成所、栄養士養成施設及び精神保健福祉士養成施設の学生の実習指導に関する事。</p> <p>20. 愛育委員連合会、栄養改善協議会等に関する事。</p> <p>21. 感染症診査協議会に関する事（備前、備中及び美作保健所に限る。）。</p> <p>22. 保健健康意識の普及向上に関する事。</p> <p>23. 病院、診療所、助産所その他医療機関の指導監督に関する事。</p> <p>24. 医師、歯科医師、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、保健師、助産師、看護師、准看護師、栄養士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する事。</p> <p>25. 医療救護に関する事。</p> <p>26. 死体の解剖及び保存に関する事。</p> <p>（衛生課、備北衛生課、真庭衛生課）</p> <p>1. 食品衛生及び乳肉衛生に関する事。</p> <p>2. 化製場等に関する事。</p> <p>3. 狂犬病の予防に関する事。</p> <p>4. 調理師及び製菓衛生師に関する事。</p> <p>5. 食中毒に関する事。</p> <p>6. 薬事及び薬事衛生に関する事。</p> <p>7. 献血の推進に関する事。</p> <p>8. 薬剤師に関する事。</p> <p>9. 公衆浴場、温泉、旅館、興行場等の衛生に関する事。</p> <p>10. 住宅宿泊事業に関する事（届出等の受理及び指導監督に関するものに限る。）。</p> <p>11. 理容業及び美容業に関する事。</p> <p>12. クリーニング業に関する事。</p> <p>13. 公衆浴場の入浴料金に関する事。</p> <p>14. 生活衛生同業組合に関する事。</p> <p>15. 水道及び飲料水に関する事。</p> <p>16. 衛生上の化学的試験及び検査に関する事。</p> <p>17. 建築物における衛生的環境の確保に関する事。</p> <p>18. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事。</p> <p>19. 県民局地域政策部において行う廃棄物対策等の業務についての公衆衛生上の観点からの指導に関する事。</p> <p>（検査課）</p> <p>1. 食品衛生及び生活衛生上の試験検査に関する事。</p> <p>2. 細菌検査、臨床検査その他衛生上の試験検査に関する事。</p> <p>3. 県民局地域政策部において行う業務に係る検査の支援に関する事。</p> <p>○保健所支所</p> <p>（地域保健課）</p> <p>1. 結核、感染症その他の疾病の予防に関する事。</p> <p>2. 歯科保健に関する事。</p> <p>3. 予防接種及び検疫に関する事。</p> <p>4. 身体障害児に関する事。</p> <p>5. 母体保護に関する事。</p> <p>6. 衛生上の試験及び検査に関する事。</p> <p>7. 原子爆弾被爆者の健康診断及び手当等の支給に関する事。</p> <p>8. 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事。</p> <p>9. 栄養の改善及び栄養士の業務に関する事。</p> <p>10. 健康の増進に関する事。</p> <p>11. 母性及び乳幼児に関する事。</p> <p>12. 児童の保健に関する事。</p> <p>13. 健康増進事業並びに生活習慣病及び介護の予防に関する事。</p> <p>14. 公害健康被害の補償等に関する事。</p> <p>15. 医療社会事業に関する事。</p> <p>16. 難病患者の在宅療養支援に関する事。</p> <p>17. 臓器移植に関する事。</p>

出先機関等名	所掌事務
	18. 市町村の保健師活動の総合調整及び支援に関すること。 19. 保健師助産師看護師学校養成所、栄養士養成施設及び精神保健福祉士養成施設の学生の実習指導に関すること。 20. 愛育委員連合会、栄養改善協議会等に関すること。 21. 保健健康意識の普及向上に関すること。 22. 医療救護に関すること。

出 先 機 関 名		所 掌 事 務
精神保健福祉センター		<ol style="list-style-type: none"> 1. 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及に関する こと。 2. 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関する こと。 3. 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち 複雑又は困難なものに関すること。 4. 精神医療審査会の事務に関すること。 5. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の申 請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律（以下この項において「法」という。） 第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限 る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とす るものに関すること。 6. 法第22条第2項の規定による市町村が同条第1項に規定する支 給要否決定を行うに当たっての意見の陳述に関すること。 7. 法第26条第1項の規定による市町村に対する技術的事項につ いての協力その他必要な援助に関すること。 8. 3の業務に付随する診療に関すること 9. その他精神保健及び精神障害者の福祉の向上を図るために必 要な業務に関すること。
食肉衛生検査所		<ol style="list-style-type: none"> 1. と畜検査に関すること。 2. 食鳥処理の事業の許可等に関すること。 3. 食肉衛生に係る調査研究に関すること。 4. その他食肉衛生に関すること。
動物愛護 センター	愛護課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 動物愛護の普及啓発に関すること。 2. 動物の適正飼養に関すること。 3. 負傷した犬、猫等の治療に関すること。 4. 人畜共通感染症に関すること。
	管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 野犬等の捕獲及び収容に関すること。 2. 犬又は猫の引取り、処分等に関すること。 3. 不適正な飼い主への指導等に関すること。 4. 第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に関すること。 5. 特定動物に関すること。

3 条例等に基づく委員会、審議会、協議会等

課名	名称	根拠法令等	担 任 事 務
保健医療課	保健所運営協議会	地域保健法第11条	保健所の所管区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項の審議に関する事務
医療推進課	岡山県医療審議会	医療法第72条	知事の諮問に応じて医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務
	岡山県准看護師試験委員会	保健師助産師看護師法第25条 岡山県准看護師試験委員条例	准看護師試験の実施に関する事務
	岡山県がん対策推進協議会	岡山県がん対策推進条例第20条	岡山県がん対策推進計画に関する事項及びその他がん対策の総合的な推進に必要な事項について協議する事務
	岡山県がん登録審議会	がん登録等の推進に関する法律第18条 岡山県がん登録審議会条例	全国がん登録による都道府県がん情報の利用・提供等に必要事項について審議する事務
健康推進課	岡山県感染症対策委員会	岡山県附属機関条例第2条	感染症の監視、予防対策、防疫対策について調査審議し、その結果を知事に提出し、又は意見を具申する事務
	岡山県感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条	感染症の患者に対する指定医療機関への入院の勧告に関して必要な事項を審議する事務
	岡山県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条 岡山県精神保健福祉審議会条例	精神保健に関する事項等を調査審議するために設置し、県知事の諮問に答えるほか、精神保健に関する事項等について意見具申を行う事務
	岡山県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条	精神科病院入院者の定期病状報告等及び退院等請求に係る審査を行う事務
生活衛生課	岡山県公衆浴場入浴料金審議会	岡山県附属機関条例第2条	物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額に関する重要事項についての調査審議及び意見の具申に関する事務
	岡山県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する重要事項の調査審議及び同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関する事務

課 名	名 称	根拠法令等	担 任 事 務
医薬安全課	岡山県薬事審議会	医薬品、医療機器等品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条 岡山県薬事審議会条例	県における薬事に関する重要事項について調査審議する事務
	岡山県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の13	麻薬中毒者の措置入院の延長等について審査する事務
	岡山県公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律第44条 岡山県公害健康被害認定審査会条例	公害認定患者の更新認定、障害等級の見直し等を審査する事務
	岡山県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の4	小児慢性特定疾病医療費の支給認定について審査する事務
	岡山県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律第8条	特定医療費の支給認定について審査する事務

第3 令和5年度保健医療行政の重点施策

1 施策推進の基本的な考え方

本格的な人口減少・長寿社会の到来などの社会情勢に的確に対応するため、県政の最上位計画である「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」（令和3年3月策定）において、「安心して豊かさが実感できる地域の創造」を重点戦略の一つとしている。その下に、戦略プログラムとして「保健・医療・福祉充実プログラム」を掲げ、これらのプログラムに着実に取り組むことにより、子どもから高齢者まで全ての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現を目指す。

2 保健・医療・福祉充実プログラム

感染症対策として、国において約9年ぶりに積極的勧奨が再開されたHPVワクチンの定期接種対象者やその保護者等に対し、子宮頸がん予防に関する正しい知識の普及啓発を引き続き進める。

心と体の健康づくりの推進として、禁煙治療費助成を導入する企業・団体等に対しその費用の一部を支援するほか、高校生や喫煙可能年齢となる大学生、妊婦を対象にした喫煙防止の啓発を行い、成人の喫煙率の低下を図るとともに、県民・事業者向けに受動喫煙対策の重要性を周知する。

悪性新生物、慢性心疾患などの小児慢性特定疾病により長期療養中の患児等に対して、支援員やボランティアが入院治療中から退院後まで継続的なサポートを実施する。

第4 主要事業の概要

《保健医療課》

1 地域保健の推進

保健所は、健康危機管理対策や市町村への技術支援のほか、医療提供体制の構築や食品の安全の確保など、地域の健康課題に対する広域的・専門的技術拠点としての機能を担うことが求められている。

そのため、平成21年4月より現行の5保健所4支所体制とし、健康危機管理への対応機能、企画調整・市町村支援機能、専門的・技術的な機能に重点を置き、その機能を高めてきたところである。今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて、県民の暮らしや健康に重大な影響を与えるおそれのある新興感染症や自然災害等の健康危機に備えるため、保健所・支所の平時からの計画的な体制整備に取り組む。

(1) 保健師活動

保健師は、市町村の保健事業等に対する支援や二次的サービス、感染症対策、精神保健福祉対策、難病対策、子ども虐待予防活動等の専門的な活動を行う。

また、複雑多様化する健康課題や健康危機に適切・迅速に対応するため、保健師の人材確保及び育成等を図る。

○県・市町村の保健師数

(単位：人)

区分 \ 年度	27	28	29	30	令和元	2	3	4
総数	633	641	647	659	667	680	688	719
県	108	112	113	115	117	116	123	129
内 保健所・支所	82	84	83	86	91	92	97	102
市町村	525	529	534	544	550	564	565	590

1 厚生労働省保健師活動領域調査（各年5月1日現在）による。※他団体等への出向含む。

2 市町村は、岡山市及び倉敷市を含む。

(2) 地域保健活動の充実強化

地域の健康課題に対応し、地域の特性等に応じた先駆的・モデル的な保健事業をより効果的、積極的に推進するとともに、保健・医療・福祉等関係者との連携を図り、地域における包括的なサービスの提供システムを構築することを目的に、「保健所保健福祉サービス調整推進会議」を開催する。

また、社会の変化等に対応した保健福祉サービスを提供するとともに、保健福祉施策の企画等総合的な活動が的確に実施できるよう、保健師等地域保健関係職員の資質向上を図る。

《新型コロナウイルス感染症対策室》

1 新型コロナウイルス感染症対策

本県では、令和2年3月22日に県内1例目の新型コロナウイルス感染者が発生して以降、令和4年度末で約49万人の感染者数を数え、受入病床や、診療・検査医療機の確保、医療機関や高齢者施設等に対する感染予防対策に努めてきた。

第6波（令和4年1月～6月）以降主流となったオミクロン株では、伝播性が非常に高いものの、発生初期と比較して重症化率が低下しており、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたが、より幅広い医療機関による対応への移行を確実に進めながら、引き続き県民の方々が安心して暮らせるよう努める。

(1) 感染状況の把握及び公表

令和5年5月8日から、感染症法に基づく患者数の全数把握及び発生届が終了し、定点医療機関による感染動向把握に移行した。県内の発生状況については、季節性インフルエンザ等の感染症と同様に、毎週公表するとともに、変異株の発生動向は、ゲノムサーベイランスを継続して把握する。

(2) 感染拡大防止のための呼びかけ

日常における基本的感染対策について、一律に対応を求めることはせず、引き続き、手洗い等の手指衛生や換気等の有効性について情報提供を行う。また、マスク着用についても、個人の判断に委ねられるものであるが、効果的な場面では着用を推奨する。なお、感染が拡大している時期にはより強い感染対策を求める。

(3) 相談体制

各保健所の受診相談センターを継続するとともに、夜間・休日における相談に対応するため、夜間・休日健康相談窓口を設置し、発熱時の受診相談及び陽性判明後の体調急変時の相談に対応することで、外来や救急のひっ迫を緩和する。

(4) 医療提供体制

ア 外来対応医療機関

これまで発熱患者等を診療検査してきた診療・検査医療機関に加え、位置づけの変更により、幅広い医療機関が診療検査を行う対応に移行するため、外来対応医療機関の確保に努める。

イ 入院調整・受入病床の確保

これまで行政で行ってきた入院調整は、位置づけの変更により、医療機関間で行う入院調整へ移行するため、医療機関が円滑に調整できるよう支援を行う。併せて、医療機関、消防本部や高齢者施設等の連携強化を図り、通常医療との両立に向けて、救急等で必要な患者が確実に入院できるように一定の入院病床を確保するとともに、確保病床以外での入院受入も推進する。

(5) 感染予防・拡大防止対策

保健所や感染対策に係る専門家等で構成される「岡山県クラスター対策班（OCIT）」と連携しながら医療機関や高齢者施設等に対する感染予防対策への助言等を行うとともに、クラスターが発生した場合に速やかに感染拡大防止対策を講じる。

《ワクチン対策室》

1 新型コロナウイルスワクチン対策

ワクチン接種については、国・市町村及び関係機関等との緊密な連携のもと、春開始接種及び秋開始接種を着実に進めるとともに、実施主体である市町村の接種が円滑に進むよう市町村における接種体制整備等を引き続き支援する。

ワクチン接種に係る正確で分かりやすい情報提供を行うとともに、副反応等の相談体制の確保など、ワクチン接種への不安解消に努める。

(1) 国、都道府県、市町村の役割分担

ア 国

ワクチンの確保、接種間隔等の決定、国民へのワクチンに係る科学的知見の情報提供、健康被害救済に係る認定、副反応疑い報告制度の運営、自治体への財政措置 等

イ 都道府県

副反応等に対する専門的相談体制の確保、国との連絡調整・接種スケジュールの広域調整等市町村事務に係る調整、各市町村へのワクチン配分の調整 等

ウ 市町村

住民への接種の実施体制確保、接種費用の支払、住民への接種勧奨、予診票・接種券等の個別通知、接種手続等に関する一般相談対応、健康被害救済の申請受付・給付、集団接種会場の確保 等

(2) 令和5年度のワクチン接種スケジュール

		R5.5		R5.9		R6.3	
		2023年				2024年	
		令和4年秋開始接種	令和5年春開始接種	令和5年秋開始接種	令和5年秋開始接種	令和5年秋開始接種	令和5年秋開始接種
追加接種	12歳以上	・65歳以上 ・基礎疾患あり ・医療従事者 等	○	○	○	○	○
		上記以外 (健常な65歳未満)	○	×	○	○	○
	5歳 、 11歳	基礎疾患あり 等	○	○	○	○	○
		上記以外 (健常な5～11歳)	○	⇒未接種者は継続	○	○	○
生後6か月～4歳 (初回接種)		○ (従来型ワクチン)					
初回接種		○ (従来型ワクチン)					

(3) 県の主な取組

ア 市町村、関係機関等との調整

(ア) 岡山県新型コロナウイルスワクチン接種体制確保協議会の運営

市町村と上記協議会を組織し、各自治体における体制整備などに係る情報共有、共通する課題への対応などに係る意見交換等を実施している。

(イ) 個別接種に係る「全県共同体制」の構築

県民のワクチン接種に係る利便性を確保するため、医療機関における個別接種について、県内どこの接種施設でもワクチン接種が可能となる「全県共同体制」を構築し、全県共通予約システムの運用を行っている。

イ 新型コロナワクチンに関する相談窓口

県民からのワクチン接種前におけるワクチンの有効性や副反応に係る問い合わせ、接種後に副反応が発生した場合の対応相談など、医学的知見が必要となる専門的な相談・質問等に対応するため、岡山県新型コロナワクチン専門相談センターを設置・運営している。

また、小児への接種の相談に対応するための小児専用相談窓口を別途、設置・運営している。

なお、住民からの相談対応については、次のとおり役割分担がなされている。

- ・ 国 : 新型コロナワクチン施策の在り方に関する問合せへの対応
- ・ 都道府県 : 医学的知見が必要となる専門的な相談等の問合せへの対応
- ・ 市町村 : 住民や医療機関からの一般的な問合せへの対応

ウ 専門的な医療機関の運営

副反応が疑われる事案が発生した場合、かかりつけ医等での対処が困難な事案について、専門的な医療機関で対応する仕組みを構築のうえ、運営している。

また、令和4年3月からは、小児への副反応疑いに対処するため、小児用に専門的な医療機関を追加設置した。

(4) 接種実績 (令和5年5月14日現在)

※1 人口は、住民基本台帳年齢階級別人口(市町村別)令和4年4月1日時点からの推計値
生後6か月～4歳の人口は、上記における0～4歳の人口

※2 全年齢の接種実績には、死亡者が生前にした接種(令和4年4月1日以降の接種に限る)及び年齢不明者の接種を含む。

ア 初回接種完了者数

区分	人口	完了者数	接種率
生後6か月～4歳	69,839	1,230	1.8%
5～11歳	113,878	19,025	16.7%
12～64歳	1,125,273	925,456	82.2%
65歳以上	570,197	535,218	93.9%
全年齢	1,879,187	1,481,412	78.8%

※ 初回接種：生後6か月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種

イ 令和5年5月7日までのオミクロン株対応ワクチン接種

区分	人口	接種回数	接種率
5～11歳	113,878	2,042	1.8%
12～64歳	1,125,273	386,649	34.4%
65歳以上	570,197	430,192	75.5%
全年齢	1,879,187	823,796	43.8%

ウ 令和5年5月8日以降の接種(3回目接種以上)

区分	人口	接種回数	接種率
全年齢	1,879,187	5,341	0.3%
うち65歳以上	570,197	4,658	0.8%

※ 全年齢の接種実績に生後6か月～4歳の接種は含まない。また、5歳～64歳は、基礎疾患を有する者等、医療従事者等、高齢者施設等の従事者が接種対象

《医療推進課》

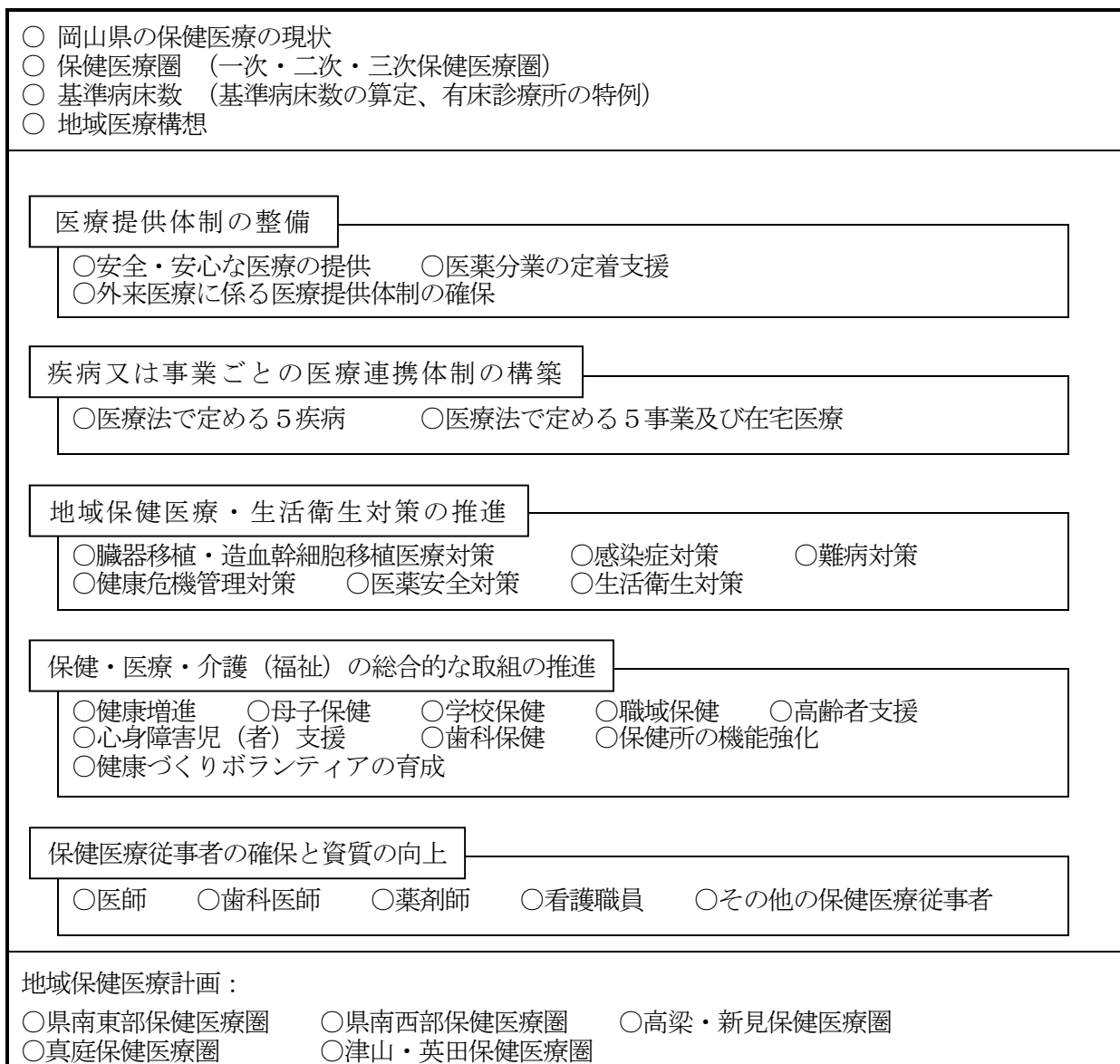
1 岡山県保健医療計画の推進

第8次岡山県保健医療計画（平成30～令和5年度）に基づき施策を推進する。

本計画では、「すべての県民がいきいきとした生活を送れるよう、良質な保健医療サービスが受けられる体制を確保する」ことを基本理念とし、限られた医療資源を有効・効率的に活用しながら、住民・患者の視点に立った医療情報の提供や、疾病の予防から治療、リハビリテーション、介護まで、より良質なサービスの提供体制の確立を目指すこととしている。

(1) 第8次計画の体系

基本理念	「すべての県民がいきいきとした生活を送れるよう、良質な保健医療サービスが受けられる体制を確保する」
------	---



計画の推進体制と評価の実施

(2) 第8次計画の期間

計画の期間は、平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6年間としている。

(3) 保健医療圏

保健医療資源の効率的かつ適正な配置を図るとともに、保健医療機関相互の機能分担と連携を推進し、保健医療提供体制の体系化を図るため、次のように段階的な保健医療圏を設定している。

ア 一次保健医療圏（市町村域）

地域住民の日常的な健康相談、健康管理や頻度の高い一般的な傷病の治療などに対応する基礎的な圏域

イ 二次保健医療圏（5圏域）

原則として、入院医療の需要に対応し、比較的専門性の高い領域も含めて、一般的な保健医療がおおむね完結できる体制づくりを目指す圏域

ウ 三次保健医療圏（県全域）

高度又は特殊な保健医療サービスを提供する圏域

岡山県二次保健医療圏設定図

平成30（2018）年4月1日現在



(4) 基準病床数

病院及び診療所の病床の適正配置を図ることを目的として、療養病床及び一般病床については二次保健医療圏ごとに、精神病床、感染症病床及び結核病床については、県全域を1つの区域として基準病床数を定めている。

○基準病床数の状況（平成30(2018)年1月現在）

ア 療養病床及び一般病床

区 分	基準病床数	既存病床数
県南東部 保健医療圏	8,622	10,141
県南西部 保健医療圏	6,571	8,348
高梁・新見 保健医療圏	465	759
真 庭 保健医療圏	398	620
津山・英田 保健医療圏	1,579	1,950
合 計	17,635	21,818

イ 精神病床、感染症病床及び結核病床

病 床 種 別	基準病床数	既存病床数
精 神 病 床	4,333	5,409
感 染 症 病 床	26	26
結 核 病 床	60	136

(5) 地域医療構想

地域医療構想は、地域における病床の機能の分化及び連携を推進することを目的として、2025年の人口推計に基づく医療需要を踏まえ、必要となる病床数を推計し、目指すべき医療提供体制やこれを実現するための施策を示している。

構想実現に向け、二次保健医療圏（5構想区域）ごとに設置した地域医療構想調整会議において、関係者の協議を促すとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、構想の実現に資する医療機関の病床機能の転換等を支援している。

新型コロナウイルス感染症への対応が続く中ではあるが、人口減少・高齢化の進展、医療ニーズの変化、マンパワーの制約といった、地域医療構想の背景となる中長期的な見通し等が変わっていないことから、感染拡大時の短期的な医療需要には、次期保健医療計画に必要な事項を盛り込み、機動的に対応することを前提に、地域医療構想については、その基本的な枠組み（病床の必要量の推計・考え方）を維持しつつ、着実に取組を進めていく。

○構想区域別病床数の現況及び推計の比較

(単位:床)

構想区域	区分	令和3(2021)年7月1日現在の病床数〔病床機能報告〕			必要病床数 〔地域医療構想策定支援ツールから〕			R7に 対する 必要数 ②-①	R7に 対する 充足率 ①/②	R22に 対する 必要数 ③-①	R22に 対する 充足率 ①/③
		病院	診療所	合計 ①	H25(2013)	R7(2025) ②	R22(2040) ③				
県南東部	高度急性期	2,110	0	2,110	1,125	1,187	1,146	▲ 923	177.8%	▲ 964	184.1%
	急性期	3,716	426	4,142	2,968	3,335	3,318	▲ 807	124.2%	▲ 824	124.8%
	回復期	1,844	148	1,992	2,500	2,927	2,969	935	68.1%	977	67.1%
	慢性期	2,057	151	2,208	2,163	2,029	2,052	▲ 179	108.8%	▲ 156	107.6%
	休棟	180	188	368				▲ 368		▲ 368	
	計	9,907	913	10,820	8,756	9,478	9,485	▲ 1,342	114.2%	▲ 1,335	114.1%
県南西部	高度急性期	1,789	0	1,789	863	888	830	▲ 901	201.5%	▲ 959	215.5%
	急性期	2,787	251	3,038	2,380	2,722	2,644	▲ 316	111.6%	▲ 394	114.9%
	回復期	1,250	82	1,332	2,289	2,761	2,742	1,429	48.2%	1,410	48.6%
	慢性期	1,878	135	2,013	2,061	1,866	1,876	▲ 147	107.9%	▲ 137	107.3%
	休棟	230	85	315				▲ 315		▲ 315	
	計	7,934	553	8,487	7,593	8,237	8,092	▲ 250	103.0%	▲ 395	104.9%
高梁・新見	高度急性期	0	0	0	18	17	15	17	—	15	—
	急性期	260	29	289	130	123	113	▲ 166	235.0%	▲ 176	255.8%
	回復期	166	0	166	143	134	122	▲ 32	123.9%	▲ 44	136.1%
	慢性期	202	0	202	279	192	178	▲ 10	105.2%	▲ 24	113.5%
	休棟	0	0	0				0		0	
	計	628	29	657	570	466	428	▲ 191	141.0%	▲ 229	153.5%
真庭	高度急性期	0	0	0	26	25	22	25	—	22	—
	急性期	155	18	173	163	157	144	▲ 16	110.2%	▲ 29	120.1%
	回復期	197	0	197	180	175	160	▲ 22	112.6%	▲ 37	123.1%
	慢性期	179	1	180	155	106	100	▲ 74	169.8%	▲ 80	180.0%
	休棟	28	0	28				▲ 28		▲ 28	
	計	559	19	578	524	463	426	▲ 115	124.8%	▲ 152	135.7%
津山・英田	高度急性期	122	0	122	137	132	118	10	92.4%	▲ 4	103.4%
	急性期	668	90	758	514	501	460	▲ 257	151.3%	▲ 298	164.8%
	回復期	341	2	343	487	483	452	140	71.0%	109	75.9%
	慢性期	542	81	623	605	414	411	▲ 209	150.5%	▲ 212	151.6%
	休棟	0	93	93				▲ 93		▲ 93	
	計	1,673	266	1,939	1,743	1,530	1,441	▲ 409	126.7%	▲ 498	134.6%
小計	高度急性期	4,021	0	4,021	2,169	2,249	2,131	▲ 1,772	178.8%	▲ 1,890	188.7%
	急性期	7,586	814	8,400	6,155	6,838	6,679	▲ 1,562	122.8%	▲ 1,721	125.8%
	回復期	3,798	232	4,030	5,599	6,480	6,445	2,450	62.2%	2,415	62.5%
	慢性期	4,858	368	5,226	5,263	4,607	4,617	▲ 619	113.4%	▲ 609	113.2%
	休棟	438	366	804				▲ 804		▲ 804	
	計	20,701	1,780	22,481	19,186	20,174	19,872	▲ 2,307	111.4%	▲ 2,609	113.1%
未報告 (医療機関数)		116	62	178							
県南東部	ハンセン病療養所の病床	858	0	858							
合計		21,675	1,842	23,517	19,186	20,174	19,872				

2 医療介護総合確保促進法に基づく県計画

医療介護総合確保促進法に基づく県計画は、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年に向けて、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題であることから、平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(医療介護総合確保促進法)に基づき、毎年度、地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業に関して策定する計画である。

この計画に基づく事業の実施にあたっては、消費税増収分を財源とする国からの交付金等を積み立てた岡山県地域医療介護総合確保基金を活用し、関係機関との協働により取り組む。

(1) 対象事業

- 区分Ⅰ-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 区分Ⅰ-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- 区分Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業
- 区分Ⅲ 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 区分Ⅳ 医療従事者の確保に関する事業
- 区分Ⅴ 介護従事者の確保に関する事業
- 区分Ⅵ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

(2) 計画の期間

計画の期間は原則1年間であるが、個別の事業の内容に応じて複数年も可能とされている。

3 医療提供体制の整備充実

高齢化の進展などの社会環境の変化に伴い、将来の人口構成に応じた、地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制の構築が必要である。

県内の医療従事者、病院病床数等に関する多くの指標は全国平均を上回っており、医療水準は全体として高い水準にあるが、一方で、医療施設や医療従事者の地域的偏在がみられ、救急医療、へき地医療、小児医療体制の整備や県北、中山間地域における医師確保対策などの課題がある。

このため、関係機関と連携し、保健医療計画及び医療介護総合確保促進法に基づく県計画等に基づき、地域の実情に応じた効率的な医療提供体制の整備充実を進める。

(1) 地域医療体制

ア 保健医療資源の状況

① 病院数及び診療所数 医療施設調査 令和3(2021)年10月1日現在

病 院			一般診療所			歯科診療所		
施設数	人口10万対		施設数	人口10万対		施設数	人口10万対	
	岡山県	全 国		岡山県	全 国		岡山県	全 国
159	8.5	6.5	1,636	87.2	83.1	1,001	53.4	54.1

② 病院及び診療所の病床数 医療施設調査 令和3(2021)年10月1日現在

		病 院			一般診療所		
		病床数	人口10万対		病床数	人口10万対	
			岡山県	全 国		岡山県	全 国
総 数		27,186	1,449.1	1,195.2	1,918	102.2	66.7
内 訳	一般病床	17,755	946.4	706.0			
	療養病床	4,015	214.0	226.8			
	精神病床	5,275	281.2	257.8			
	感染症病床	26	1.4	1.5			
	結核病床	115	6.1	3.1			

③ 医療施設従事者数（人口10万対） 医師・歯科医師・薬剤師統計 令和2(2020)年12月31日現在

	医 師	歯科医師	薬剤師
岡山県	320.1	93.4	190.3
全 国	256.6	82.5	198.6

[参考：岡山県医師確保計画 令和2(2020)年3月]

医師多数区域	県南東部保健医療圏、県南西部保健医療圏
どちらでもない区域	津山・英田保健医療圏
医師少数区域	高梁・新見保健医療圏、真庭保健医療圏

イ 医療機関等の指導検査

県内の病院及び、診療所に対して、適正な医療を行う場となるよう、医療従事者の確保、構造設備、管理体制等について、立入検査等により指導を行う。

また、県内の16衛生検査所（令和4(2022)年4月1日現在）に対し、検査精度の向上を図るため、岡山市及び、倉敷市と連携して立入検査及び精度管理調査を実施する。

ウ 医療安全相談の実施

岡山県医療安全支援センター及び各保健所の「医療安全相談窓口」において、県民からの相談に応じる。

エ 「おかやま医療情報ネット」による医療機能情報の公表

県民の医療機関の適切な選択を支援するため、県内の病院・診療所、助産所及び薬局が有する医療機能に関する情報を、インターネットを利用して提供する。

(2) 救急医療体制

救急医療は、初期、二次、三次救急医療機関からなる救急医療体制により対応することとし、その整備、充実に努めてきたところである。

特に、夜間における救急医療体制の一層の整備を促進するとともに、高度化・複雑化する救急需要に対応するため、救急医療施設の整備、関係機関の連携の強化、救急医療従事者の資質の向上を図る必要がある。

ア 初期救急医療

(ア) 在宅当番医制

休日・夜間における初期救急医療体制の充実に図るため、市町村から委託を受けて県内23の郡市地区医師会が実施している。

(イ) 休日夜間診療所

休日又は夜間における救急患者の医療の確保を図るため、岡山市休日夜間急患診療所、倉敷市休日夜間急患センター及び新見市休日・準夜間診療所において実施されている。

イ 二次救急医療

(ア) 病院群輪番制

市町村からの助成を受けて、県内5保健医療圏域ごとに病院が輪番で診療を行っている。

(イ) 小児救急医療体制

小児の二次救急医療を確保するため、小児救急医療支援事業を実施している市町村に対し助成するとともに、県北圏域において、小児救急医療拠点病院運営事業を実施する。

(ウ) 救急告示施設

「救急病院等を定める省令」に基づき告示している救急病院又は診療所は県内に88か所（令和5年4月1日現在）ある。

○市町村別救急告示施設数

(令和5年4月1日現在)

市町村	施設数	市町村	施設数	市町村	施設数	市町村	施設数	医療圏別数
岡山市	26	総社市	2	美作市	2	勝央町	1	県南東部 37
倉敷市	21	高梁市	3	浅口市	1			県南西部 34
津山市	2	新見市	2	和気町	2			高梁・新見 5
玉野市	4	備前市	3	早島町	1			真庭 5
笠岡市	4	瀬戸内市	1	矢掛町	1			津山・英田 7
井原市	4	赤磐市	1	鏡野町	2			
		真庭市	5					計 88

ウ 三次救急医療

初期救急医療施設及び二次救急医療施設との円滑な連携のもとに重篤救急患者を受け入れる救命救急センター・小児救命救急センターの運営費を助成する。

エ 救急医療情報システムの整備

インターネットを活用して、消防機関等に対する医療機関の救急車受入可否の情報等や、県民に対する休日夜間当番医の情報等の提供を行う。

オ ヘリコプター救急搬送体制の整備

迅速かつ効率的な搬送手段としてドクターヘリを位置付け、緊急の救命措置を要する患者が迅速に高度な救急医療を受けられる体制を確立している。引き続きドクターヘリ導入促進事業を川崎医科大学附属病院において実施する。

カ 病院前救護体制（メディカルコントロール体制）の整備

医師会、救命救急センター、消防所管部局等と連携し、救急車で搬送される重症患者に対し、同乗する救急救命士等の応急的医療行為が適切に行われる体制を整備する。

キ 小児救急医療電話相談事業（#8000）

夜間・深夜の小児の急病等の際に保護者等が安心感を持って対応できるよう、看護師等による電話相談を実施する。

(3) 災害医療体制

岡山県地域防災計画等に基づき、医療機関、消防機関、医師会等と連携して災害時に必要な医療が適切に提供されるよう、災害拠点病院の指定や災害派遣医療チーム（DMAT）の養成、災害時の医療に係る訓練の実施等により体制の充実に取り組んでいる。

また、大規模地震等の災害時においても、必要な医療を安定的に提供できるよう、医療施設の耐震化を促進する。

ア 災害拠点病院の整備

災害拠点病院（県内12病院）の施設・設備整備を支援するとともに、災害拠点病院等の医療救護要員に対する災害救護研修を実施する。

○災害拠点病院の指定状況

(令和5年4月1日現在)

区 分	対 象 圏 域	医 療 施 設
基幹災害拠点病院	全県	岡山赤十字病院
地域災害拠点病院	県南東部保健医療圏	岡山済生会総合病院
		国立病院機構岡山医療センター
		岡山大学病院
		岡山市立市民病院
		川崎医科大学総合医療センター
	岡山西大寺病院	
	県南西部保健医療圏	川崎医科大学附属病院
		倉敷中央病院
	高梁・新見保健医療圏	高梁中央病院
	真庭保健医療圏	総合病院落合病院
	津山・英田保健医療圏	津山中央病院

イ おかやまDMAT事業

医療機関、医師会、消防本部等関係機関と連携し、DMAT等による災害時医療の提供が、迅速かつ的確に行われる体制を整備する。

○DMATの編成状況 (令和5年3月現在)

おかやまDMAT指定機関	チーム数
日本赤十字社岡山県支部 (岡山赤十字病院)	6
岡山済生会総合病院	4
国立病院機構岡山医療センター	5
岡山大学病院	5
岡山市立市民病院	5
川崎医科大学総合医療センター	4
岡山西大寺病院	1
川崎医科大学附属病院	3
倉敷中央病院	6
高梁中央病院	1
総合病院落合病院	4
津山中央病院	4
合 計	48

ウ 広域災害救急医療情報システムの活用

災害発生時には、国の広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用して、各医療機関の被災状況等を把握するとともに、関係機関と情報共有を図る。

エ 医療施設の耐震化などの災害対策

二次救急医療機関等が行う耐震化整備や浸水対策に対して助成することにより、災害時での医療提供体制の確保を図る。

オ スプリンクラー等の整備

医療機関が行うスプリンクラー等の整備に対して助成を行い、利用者の安全を確保する。

(4) へき地医療体制

無医地区等の医療機会に恵まれないへき地の医療を確保するため、へき地医療支援機構を中核とする体制により、へき地医療拠点病院やへき地診療所の医療施設等の整備充実を図るとともに、へき地医療に従事する医師等の確保並びに資質の向上を図る。また、自治医科大学卒業医師をへき地医療拠点病院に配置するほか、地元大学、公的病院、医師会等との連携を図り、へき地勤務医師の確保を促進する。

ア へき地医療の確保

医療機会に恵まれない離島や県中北部のへき地住民の医療の確保を図るため、へき地医療拠点病院による無医地区等を対象にした巡回診療及び医師派遣、社会福祉法人恩賜財団済生会が運航する巡回診療船「済生丸」の運営、へき地診療所の設備整備等に対して助成する。

○無医地区の状況 (令和元年10月厚生労働省調査)

無医地区を有する市町村数	無医地区数	無医地区内人口
9市町村	21地区	4,555人

(ア) へき地医療支援機構

全県で一元的にへき地医療に係る事業の企画・調整等を行い、円滑かつ効率的に実施するために、へき地医療支援機構の運営を岡山済生会総合病院に委託して実施する。

(イ) へき地医療拠点病院

県内9か所のへき地医療拠点病院が行うへき地診療所等への医師派遣に助成する。

○へき地医療拠点病院の指定状況

へき地医療拠点病院	指定年月日
岡山済生会総合病院	平成14年4月1日
岡山赤十字病院	〃
高梁市国民健康保険成羽病院	〃
美作市立大原病院	〃
赤磐医師会病院	〃
真庭市国民健康保険湯原温泉病院	〃
鏡野町国民健康保険病院	〃
渡辺病院	平成15年3月1日
津山中央病院	平成21年4月1日
計	9病院

(ウ) 巡回診療船「済生丸」

巡回診療船「済生丸」の運航に対し、広島県、香川県、愛媛県の各県とともに助成する。

(エ) へき地診療所

へき地診療所の運営上生じた赤字額の一部を助成する。

イ へき地勤務医師の確保

へき地に勤務する医師の養成を図る目的のために設立された、自治医科大学（昭和47年4月開校）の運営費の一部を負担する。

(5) 周産期医療体制

高度な医療を要するハイリスクな母体・新生児に対応する周産期母子医療センターを中心として、周産期医療に係る病院、診療所及び助産所が適切に機能分担と連携を促進することにより、安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進する。

また、M F I C U（母体・胎児集中治療室）、N I C U（新生児集中治療室）等を設置する周産期母子医療センターの安定的な運営を支援するとともに、周産期死亡症例の検証等を行うことにより良質な医療の提供体制を確保する。

(6) 医師確保総合対策

地域医療の多様なニーズに応えられる幅広い能力を身に付けた医師の確保・育成、医師の偏在の是正、女性医師が子育てしながら働き続けやすい環境づくりを目指した総合対策を推進する。

○人口10万人当たり医療施設従事医師数・内科医数、15歳未満人口1万人当たり小児科医数及び出産数1,000人当たり産婦人科医数（単位：人）令和2年12月末現在）

	県南東部	県南西部	高梁・新見	真庭	津山・英田	県計	全国
医療施設従事医師数	371.2	305.5	148.7	176.9	201.3	320.1	256.6
内科医	131.0	108.9	71.7	94.2	91.7	116.6	92.7
小児科医	15.6	13.2	11.5	4.0	10.1	13.8	12.0
産婦人科医	14.3	11.3	12.9	7.9	10.0	12.6	13.6

（資料：厚生労働省「令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計」、総務省「令和2年国勢調査に関する不詳補完結果（参考表）」（令和2年10月1日）

○県内の年層別・性別医療施設従事医師数及び割合（単位：人）（令和2年12月末現在）

	20-30歳代		40-50歳代		60歳以上		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
男	1,301	68.3%	1,750	76.4%	1,655	89.6%	4,706	77.8%
女	605	31.7%	541	23.6%	193	10.4%	1,339	22.2%
計	1,906	100.0%	2,291	100.0%	1,848	100.0%	6,045	100.0%

（資料：厚生労働省「令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計」）

ア 大学と連携した医師の確保・育成

（ア）岡山大学及び広島大学の医学部医学科地域枠に入学した学生に奨学資金（医師免許取得後9年間を知事指定医療機関で診療に従事した場合は返還免除）を貸与し、将来、県内の医師不足地域の医療機関で診療に従事する医師を確保する。

○地域枠学生及び地域枠卒業医師の状況（単位：人）（令和5年4月1日現在）

	地域枠学生(28)						地域枠卒業医師(56)				計
							臨床 研修	後期 研修	地域 勤務	その 他	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年					
岡山大学	4	4	4	4	4	4	12	12	18	1	67
広島大学	0	0	1	0	3	0	4	3	6	0	17
計	4	4	5	4	7	4	16	15	24	1	84

（参考）入学募集人員 岡山大学（H21:5人、H22～H29:7人、H30～R6:4人）
広島大学（H21:0人、H22～H29:2人、H30～H31:2人）

（イ）岡山大学に県の寄附金による「地域医療人材育成講座」を設置し、医師不足地域で地域医療を担う意欲と必要な診療能力を有する医師の育成等を行う。

(ウ) 川崎医科大学に県の寄附金による「救急総合診療医学講座」を設置し、中山間地域において幅広い診療分野の救急医療に対応できる医師の育成を行う。

イ 地域医療支援センターを中心とした医師確保対策

(ア) 地域卒卒業医師が勤務する病院を、地域医療支援センターが作成した選定方法による評価上位の病院の中から、医師本人とのマッチングにより決定する。

(イ) 県内の医療関係者によるワークショップや、地域卒学生・自治医科大学生合同セミナーを開催するなどして、地域卒卒業医師のキャリア形成支援等を行う。

(ウ) 地域の医療機関を訪問し、医師の勤務環境等について意見交換を行い、地域卒卒業医師の受入体制の改善などを要請する。

(エ) 県内の臨床研修病院がお互いの連携を強化し、より多くの研修医に充実した臨床研修を県内の病院で受けてもらえるような取組を進める。

ウ 産科医、小児科医の確保

産科医の分娩手当を支給する医療機関の支援、地域の内科医等を対象にした小児救急医療の研修等を行う。

エ 女性医師が子育てしながら働き続けやすい環境づくり

岡山大学と県医師会に委託して、女性医師の離職防止と再就業を促進するための相談、研修、医療機関への啓発等を行う。

(7) 在宅医療の推進

人生の最終段階まで、住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を送ることができるよう、医療・介護にまたがる様々な支援を包括的・継続的に提供する体制を整備する。

ア プライマリ・ケアの推進

在宅医療の中核を担うかかりつけ医の資質向上を図るため、県医師会と連携し、かかりつけ医認定事業を実施する。

イ 在宅医療提供体制の整備

(ア) 医療・介護従事者の資質向上と職種間の連携を図るため、県医師会、県看護協会、県介護支援専門員協会などの職能団体と協働し、研修会等を開催する。

(イ) 医療と介護に関わる職能団体の代表者等で構成する「岡山県在宅医療推進協議会」を開催し、在宅医療提供体制の整備及び連携上の課題の抽出と対応策等について協議する。

(ウ) NICUを退院した児や在宅医療を必要とする小児患者等が、地域で安心して療養できるよう、保健・医療・福祉・教育・介護等の関係機関と連携し、小児等の在宅療養を支える体制の構築を図る。

ウ 在宅における看取りの支援

(ア) 在宅医療を担う医師が適切に在宅死等に対応できるよう、法医学の知識、技術を習得するための研修を行い、資質の向上を図る。

(イ) 「死因究明等推進協議会」を開催し、死因究明等の実情の把握、課題の抽出と対応策等について協議する。

エ アドバンス・ケア・プランニングの普及

人生の最終段階にある患者に本人の意思を尊重した医療・ケアが提供されるよう、将来受たい医療等について事前に本人と医療・介護関係者等が繰り返し話し合うプロセスであるアドバンス・ケア・プランニング(ACP)の啓発活動を実施する。

4 看護職員の養成確保と資質向上

医療技術の進歩、患者の高齢化・重症化、在宅医療の推進等により看護職員の役割がますます重要になっている状況を踏まえ、看護職員の計画的、安定的な確保を図る必要がある。

令和7(2025)年度における看護職員の需給推計では、869人の看護職員の不足が見込まれる。そのため、職場定着対策の更なる推進や、離職時のナースセンターへの届出制度等による再就業の促進、養给力の強化、看護職員の資質向上、地域偏在への対応、看護の心・看護の魅力の啓発など、看護職員確保対策に取り組む。

○看護職員就業者数（単位：人）（各年12月末現在）

区分 年	保健師		助産師		看護師		准看護師		計	人口 10万対
	数	人口 10万対	数	人口 10万対	数	人口 10万対	数	人口 10万対		
平成28	974	50.9	517	27.0	22,563	1,178.0	4,828	252.1	28,882	1,508.0
平成30	1,018	53.6	539	28.4	23,523	1,238.2	4,510	237.4	29,590	1,557.6
令和2	1,069	56.8	553	29.4	24,240	1,287.7	4,151	220.5	30,013	1,594.4

○保健師就業者数（単位：人）（各年12月末現在）

区分 年	総数	保健師学校 養成所	県・保健所	市町村	病院 診療所	事業所	その他
平成28	974(16)	28	252(2)	437(10)	128(4)	33	96
平成30	1,018(18)	29(1)	313(4)	421(11)	126(2)	40	89
令和2	1,069(25)	29	295(6)	477(10)	131(3)	45	92(6)

○助産師就業者数（単位：人）（各年12月末現在）

区分 年	総数	助産師学 校養成所	県・保健 所	病院 診療所	助産所				その他	
					計	開設者	従業者	出張のみ による者		
平成28	517	35	3	335	113	22	14	8	-	9
平成30	539	34	8	333	128	29	20	9	-	7
令和2	553	36	8	333	125	42	27	13	2	9

○看護師、准看護師就業者数（単位：人）（各年12月末現在）

区分 年	看・准別	総数	看護師等 学校養成所	県・保健 所	病院 診療所	訪問看護 ステー ション	介護保険 施設等	その他	
									平成28
	准看護師	4,828 (158)	-	2	1,686 (91)	1,577 (20)	57	1,307 (35)	199 (12)
平成30	看護師	23,523 (1400)	426 (22)	38	16,769 (1265)	2,981 (22)	814 (24)	2,036 (58)	459 (9)
	准看護師	4,510 (163)	-	5	1,487 (87)	1,427 (21)	52 (1)	1,397 (43)	142
令和2	看護師	24,240 (1558)	423 (27)	54	16,973 (1402)	3,110 (22)	949 (39)	2,098 (57)	633 (11)
	准看護師	4,151 (144)	-	-	1,265 (76)	1,323 (20)	54 (2)	1,311 (36)	198 (10)

○二次保健医療圏の50歳未満の看護職員の構成割合（各年12月末現在）

医療圏 年	県南東部	県南西部	高梁・新見	真庭	津山・英田
平成26	70.6	71.8	42.5	53.8	60.0
平成28	69.2	69.6	41.0	53.0	60.9
平成30	67.6	67.7	40.9	52.8	58.9
令和2	66.8	65.5	41.1	52.5	57.5

(注) ・保健師助産師看護師法第33条の規定に基づく業務従事者届による。
 ・人口は、「都道府県別推計総人口」、「岡山県毎月流動人口調査」による。
 ・()内数字は、男性再掲

(1) 看護職員確保対策の推進

ア 看護の心・看護の魅力の普及啓発

「病院の日・看護の日」及び「看護週間」をはじめ、中高校生を対象とした出前講座、県内医療施設のガイドブックの作成等により、看護の心、看護の魅力など看護についての理解を深めるとともに、看護職を目指す人を増やし、魅力ある職場づくりによる看護職員の確保、未就業者の再就業を目的に普及啓発活動を行う。

イ 養成力の強化

看護師等養成所が、指定規則や運営に関するガイドラインを遵守するよう、指導を行う。さらに、看護師等養成所の運営費補助、看護教員及び実習指導者の研修等を通して、医療の進歩に対応できる知識・技術を備えた質の高い看護職員の養成を支援し、県内就業促進を図る。

ウ 職場定着の推進

看護職員が働き続けることができるよう、乳幼児を有する看護職員のために病院等が設置する保育施設への助成や、就労環境改善研修事業を行うなど、看護職員の職場定着を促進する。また、早期の離職を防止するため、新人看護職員研修を行う医療機関への助成や研修責任者等を対象とした研修会を実施する。

エ 再就業の促進

ナースセンター事業として、就業に関する相談・指導、看護技術講習会及び訪問看護師養成講習会等を開催するとともに、潜在化防止を目的とした離職時のナースセンターへの届出制度や、ハローワーク等と連携した求人求職相談業務等を充実することにより未就業看護職員の再就業の促進を図る。

オ 資質向上

医療の高度化、在宅医療の推進等へ対応できる看護職員の育成、確保のため、訪問看護推進事業や他施設への出向による研修等、生涯にわたる各種研修を体系的に実施する。

カ 地域偏在への対応

二次保健医療圏の看護職員の年齢構成に差がみられることから、若い世代の看護職員の割合が著しく低い二次保健医療圏において、新たに採用する若手看護職員へ就職準備金を支給する病院等へ補助金を交付することにより、将来にわたり安心して医療を受けられる体制整備を行う。

(2) 衛生関係従事者試験免許

准看護師試験を法令に基づいて実施する。

5 がん対策の推進

「岡山県がん対策推進条例」及び「第3次岡山県がん対策推進計画」（平成30～令和5年度）に基づき、「がん予防・がん検診の充実等による死亡の減少」、「全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質（QOL）の維持向上」及び「がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会の実現」を全体目標に、総合的ながん対策を推進する。

また、本県のがんの現状やがん医療に関する状況の変化、がん対策の効果に関する評価、国のがん対策推進基本計画等を踏まえ、岡山県がん対策推進協議会等の意見を聴きつつ、次期計画（令和6～11年度）を策定する。

（1）がん医療の連携強化

がん診療連携拠点病院や地域がん診療病院、がん診療連携推進病院と、地域のかかりつけ医との連携を推進するため、関係機関と連携し、地域連携クリティカルパスの普及を図る。

○がん診療連携拠点病院等の状況

	県南東部	県南西部	高梁・新見	真庭	津山・英田	県計
県・地域がん診療連携拠点病院	4	2	—	—	1	7
地域がん診療病院	—	—	1	1	—	2
がん診療連携推進病院	3	1	—	—	—	4

（2）在宅緩和ケアの推進

在宅緩和ケア地域連携クリティカルパスを活用し、在宅療養支援診療所や訪問薬局、訪問看護・介護事業所等と連携を図りながら、がん患者が住み慣れた家庭や地域で安心して療養生活を送ることができるよう支援体制を整備する。

（3）治療と仕事の両立支援

がん患者が治療と仕事を両立できるよう、民間事業者に対する研修会を開催するとともに、がん相談支援センターの認知度を高め、利用の促進を図る。

（4）小児・AYA世代のがん患者への支援

がん等の治療により、生殖機能に影響を及ぼし、妊孕性が低下もしくは失われる場合があることから、小児・AYA（思春期・若年成人）世代のがん患者等が、将来子どもを持つことの希望を繋ぐため、妊孕性温存治療の費用の一部を助成する。

6 医療費適正化の推進

急速な少子化と超高齢社会を迎える中、現在の国民皆保険制度を堅持し、生活の質の維持及び向上を図りつつ、今後の医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていく必要がある。

このため、平成30年度に策定した「第3期医療費適正化計画」（平成30～令和5年度）に盛り込んだ「県民の健康の保持」と「医療の効率的な提供」に資する施策を総合的に推進する。

7 循環器病対策の推進

脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下、循環器病）の対策について、「岡山県循環器病対策推進計画」（令和4～令和5年度）に基づき、「平均寿命の延伸を上回る健康寿命の延伸」及び「循環器病の年齢調整死亡率の減少」を基本方針に、総合的かつ計画的に循環器病対策を推進する。

（1）脳卒中の医療連携体制整備

急性期、回復期、維持期の経過に応じた医療機能の要件に基づく届出により、県内医療機関の連携体制を整備しており、脳卒中の発症後4.5時間以内にt-PA療法等の専門的な治療ができる超急性期の15医療機関を中心に、県内の円滑な医療連携体制の構築を図る。

（2）急性心筋梗塞等の医療連携体制整備

急性期、回復期、再発予防の経過に応じた医療機能の要件に基づく届出により、県内医療機関の連携体制を整備しており、併せて急性心筋梗塞等及び心不全の医療連携パスの更なる運用拡大を図るなど、医療提供体制の構築を進める。

8 保健統計

人口動態調査や国民生活基礎調査、医療施設調査等を実施する。なお、令和5年度に予定している主な調査は次のとおり。

- 毎月：人口動態調査、医療施設動態調査、病院報告
- 5月：衛生行政報告例（令和4年度年度報）
- 6月：国民生活基礎調査（世帯票）、地域保健・健康増進事業報告（令和4年度報告）、
社会保障・人口問題基本調査
- 9月：患者調査
- 10月：受療行動調査

《健康推進課》

1 健康づくりの推進

平成30年3月に改訂した、県民の健康づくり計画「第2次健康おかやま21セカンドステージ」に基づき、がん、糖尿病など主要な生活習慣病の予防、バランスのとれた食生活や運動習慣の定着など生活習慣の改善に取り組み、すべての県民が生きる喜びを感じられる長寿社会の実現を目指す。

(1) 健康づくり対策

ア 第2次健康おかやま21推進事業

(ア) 第2次健康おかやま21推進体制整備事業

「第2次健康おかやま21」を県民運動として展開するため、幅広い関係機関・団体等による推進体制を整備する。

(イ) おかやま健康づくりアワード

9月のおかやま健康づくり月間にあわせ、職場や地域で健康づくり活動に積極的に取り組む団体の表彰やシンポジウムなどを実施し、県民や企業などが健康づくりに積極的に取り組む気運の醸成を図り、多様な担い手による健康づくりの県民運動を展開する。

(ウ) 健康生活環境整備事業

県民の健康づくりを支援するため、「栄養成分表示の店登録事業」や「敷地内全面禁煙実施施設認定事業」など、環境整備に取り組む。

- ・栄養成分表示登録店 279店（令和5年3月末時点）
- ・敷地内全面禁煙認定施設 1,115施設（令和5年3月末時点）

イ 受動喫煙防止対策の推進（望まない受動喫煙のない岡山推進事業）

受動喫煙の防止については、改正健康増進法及び岡山県受動喫煙防止条例の周知徹底を図るとともに、喫煙年齢を迎える若者などに向けた啓発資材を活用し望まない受動喫煙のない岡山の実現を目指す。

(ア) 受動喫煙防止セミナー事業

受動喫煙対策の重要性や改正健康増進法及び岡山県受動喫煙防止条例に定められた受動喫煙防止対策について周知を図るため、県民・事業者等を対象にした講演会を開催する。

(イ) 受動喫煙対策促進事業

施設の受動喫煙対策が効果的に行えるよう、禁煙宣言施設の募集、新入社員やこれから社会に出て行く高校生・大学生を対象にした啓発資材の作成により、県民・事業者の望まない受動喫煙防止の取組を推進する。

- ・禁煙宣言施設 858施設（令和5年3月末時点）

ウ 禁煙（喫煙防止）対策の推進（禁煙支援推進事業）

(ア) 禁煙外来受診率向上事業

新規に禁煙治療費助成を導入する保険者や企業・団体に対しその費用の一部を支援し、成人の喫煙率の低下を図る。あわせて、参加企業等を県ホームページで公開することなどにより、従業員の健康づくりに取り組む企業のイメージアップを支援する。

(イ) 若者等への禁煙環境整備事業

高校生や喫煙可能年齢となる大学生、妊婦を対象にした啓発（出前授業、講義等）を行う。

エ アルコール健康障害対策事業

令和4年度に策定した「第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、飲酒に伴うリスクに関する正しい知識を持ち、将来にわたっての健康の保持増進ができるよう普及啓発に取り組むとともに、アルコール健康障害を有する者及びその家族が円滑な生活を営むことができるよう、適切な支援につながる仕組みを確保する。

オ 糖尿病予防戦略事業

糖尿病等の生活習慣病発症予防のためには、働き盛り世代全体へのアプローチが重要であることから、市町村や職域などでの健康教室や講演会、研修会等を通じた啓発活動を推進する。また、健康づくりボランティアと連携して、糖尿病に関する正しい知識の普及と健診の重要性について普及啓発を行う。

カ 生活習慣病等対策推進事業

年々増え続けるがん、糖尿病、慢性腎臓病等の生活習慣病への対策として、第2次健康おかやま21セカンドステージ、岡山県保健医療計画等に基づき、県、市町村、医療機関、大学、企業等が一体となり生活習慣病対策を推進する。

キ 健康づくり施設の運営

(ア) 岡山県南部健康づくりセンター

保健所、市町村の健康づくり事業の支援や障害者等に対する健康増進施設機能を維持するため、指定管理者（(公財)岡山県健康づくり財団）により岡山県南部健康づくりセンターを運営する。

(イ) 「健康の森」の管理

ふるさとの自然に親しみながら、心身の健康づくりを実現できる空間として、施設の維持管理及び利用促進を図る。

(2) 健康増進事業の推進

健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業に対して、市町村が事業を効果的、効率的に実施できるよう支援する。

(3) がん予防対策の推進

がんの早期発見・早期治療のため、市町村や愛育委員等と協働して、がん検診の重要性やがんについての正しい知識の普及啓発を行うとともに、コロナ禍であってもがん検診は必要な検診であることを周知し、がん検診の受診率向上に努める。また、乳がん、子宮頸がん検診について、初年度の受診対象者に対し、クーポン券等を配布し受診勧奨するとともに、5がん検診の精密検査未受診者に対し、個別の受診再勧奨を行う「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」などの市町村事業を支援する。更に、がん精密検診結果収集管理事業等のデータを活用したがん検診の精度管理を行う。

(4) 食育の推進

ア 栄養改善対策

市町村は一般的な栄養指導業務を、県は給食施設等に対する指導や専門的知識を要する栄養相談業務、国民健康・栄養調査等を行うとともに、市町村の栄養指導業務が効果的に行われるよう支援を行う。

イ 食育ネクストステージプロジェクト

県民一人ひとりが自ら健全な食生活を実践できるよう、「岡山県食の安全・食育推進計画」に基づき、食育活動を行う。県の食育の課題である減塩や野菜摂取量の増加、さらには、朝食を毎日食べる小中学生の割合100%等の達成に向けて、家庭や学校、地域、ボランティア等と連携し、地域の特性に応じた活動を展開する。

(5) 地域職域連携の推進

がん検診、特定健診・特定保健指導等の生活習慣病対策について、地域と職域が連携して取り組むため、健康おかやま21推進会議において、情報交換や協働した活動について協議する。

(6) 保険者による特定健診・特定保健指導への支援

平成20年度から生活習慣病の予防として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務づけられたことから、保険者協議会と連携を図り、医療保険者に対して受診しやすい環境整備や各種媒体を通じた広報など受診率の向上に向けて支援を行う。

(7) 国保ヘルスアップ支援事業

平成30年度から、県は国民健康保険の財政運営の責任主体として、市町村とともに保険者としての役割を担っていることから、保健事業を含む医療費適正化に向けた取組を推進するため、糖尿病性腎症重症化予防研修会等を開催し、現状の把握や市町村好事例の横展開、市町村に対する指導・助言等を行う。

2 母子保健の推進

国の「健やか親子21（第2次）」に基づき策定した本県の母子保健計画（令和2年度を始期とする「岡山いきいき子どもプラン2020」内に含まれる。）を推進し、より質の高い母子保健サービス提供体制を構築する。

(1) 満足度の高い妊娠・出産・育児への支援

ア 相談体制の整備

岡山大学病院におかやま妊娠・出産サポートセンターを設置し、妊娠や出産をはじめとする幅広い世代の女性の心と身体に関する相談に対応する。

イ 市町村母子保健活動の支援

各市町村の行う母子保健事業等について評価を行い、市町村が母子保健に関する課題に対し効率的、効果的に事業を実施できるよう支援するとともに、妊娠中からのハイリスク妊産婦への支援等が適切に実施できるよう支援する。

また、複雑多様化するニーズに対応し、より充実した母子保健サービスを提供するため、複雑困難事例に共に対応する等、市町村の母子保健活動の支援を行う。

ウ 妊娠期からの切れ目のない母子支援

妊娠届出等を行った妊婦等に対する経済的支援及び伴走型相談支援を行う市町村を支援するとともに、母子健康包括支援センターや市町村、保健所、産科・精神科・小児科医療機関職員等を対象に、産後支援強化のため研修を実施する。

また、市町村が実施する妊婦健診や産婦健診（産後うつ病のスクリーニング検査を含む。）を受診後に、心に不安を抱える妊産婦が円滑に適切な治療を受けられるよう、産科・精神科・小児科の医師や市町村等による全県ネットワークにより、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う。

エ 不妊治療対策

岡山大学病院に不妊専門相談センターを設置し、不妊・不育に関する医学的、精神的な相談に対応する。また、先進医療として実施された不育症検査費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

(2) 子どもの健やかな育ちへの支援と思春期からの健康づくり支援の充実

ア 乳幼児の先天性疾病予防対策

乳幼児の心身の異常を早期に発見し、早期治療による心身障害の予防を行うため、25疾患を対象に先天性代謝異常等検査を実施する。

また、市町村が実施する自動聴性脳幹反応（自動ABR）による新生児聴覚検査事業が適切に実施できるよう研修等を行うとともに、新生児聴覚検査事業推進協議会を開催する等、精度管理に努める。

イ 子どもの健やか発達支援

市町村が実施する乳幼児健康診査や保健所で把握した障害児又はその疑いのある子どもの発育・発達等について、小児科医、児童精神科医による「子どもの発達支援相談」を実施するとともに、「すこやか親子支援教室」を開催し、育児困難感等から虐待のリスクがある親を対象に、育児不安の軽減や育児能力を高めるための支援を行う。

また、発育・発達に問題がある子どもや虐待のリスクのある家庭の地域支援について、市町村、医療機関、福祉関係機関等と連携し、支援方法を検討するとともに、関係職員の資質向上のための研修等に取り組む。

ウ 小児医療対策

市町村が実施する小児医療費助成事業について補助を行う。助成対象年齢は、通院が義務教育就学前まで、入院が小学校6年生までである。

エ 妊娠・出産に関する正しい知識の普及

将来、親になろうとする中高生等の若い世代へ、妊孕性(にんようせい)をはじめとした妊娠、出産に関する正しい知識を普及するための啓発活動を教育現場等で行う。

また、思春期の子どもたちが命や健康の大切さを実感し、様々な思春期の健康問題に対応していくスキルを身につけるため、赤ちゃんふれあい体験事業や研修会等を実施する。

オ 子ども心の問題への対応

発達障害等様々な子どもの心の問題や被虐待児の心のケア等に対応するため、診療拠点病院を整備し、拠点病院を中心とした保健・医療・福祉・教育・司法等の各機関が連携した支援体制ネットワークの構築を図る。

3 生涯を通じた歯の健康づくりの推進

歯と口の健康の維持・増進は、豊かな人生を送る上で欠かせないことから、「岡山県民の歯と口の健康づくり条例」及び「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づいて平成29年3月に策定した「第2次岡山県歯科保健推進計画」により、関係機関等と連携し、生涯を通じた歯の健康づくりを推進する。

(1) 「第3次岡山県歯科保健推進計画」策定に向けた取組

岡山県歯科保健対策協議会において、「第2次岡山県歯科保健推進計画」の最終評価や国が定める「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を基に次期計画の策定を行う。

(2) 歯科保健の推進体制づくり

岡山県8020推進事業評価会議において、全県的な歯科保健施策についての協議を行い、320(サンニイマル)運動、1201(イチニイマルイチ)運動及び8020(ハチマルニイマル)運動の推進を図る。

(3) 歯科保健医療の推進

ア 子ども歯の健康づくり支援事業

むし歯に罹患しやすい6歳臼歯を中心に、むし歯・歯肉炎を予防することは、将来の8020の達成につながるため、学校園等に歯科衛生士を派遣し、子どもたちに歯磨き指導を行い、教職員等と連携して、むし歯・歯肉炎予防プログラムを実施する。また、むし歯予防効果が高く、安全性が保たれ、かつ公衆衛生的手法として最適な集団フッ化物洗口を実施する。

イ 8020健康長寿社会づくり推進事業

歯科疾患を予防し、歯の喪失を防止することで、高齢期になっても何でもおいしく食べられ、ひいては生きがいにもつながる。このため、市町村等と連携した歯科保健施策に取り組む。

ウ 母子歯科保健の充実

母子に対する早期の歯科保健対策として、市町村の取組を支援するため、ゼロ次予防の考えを取り入れた妊婦期からの歯と口の健康づくり支援に取り組む。

エ 在宅歯科医療体制の充実

在宅等で歯科治療が受けられるよう、歯科往診サポートセンターを設置している。本センターは、居宅療養者とその家族、医科・介護職等からの歯科往診の要望に対して歯科医師の派遣調整のほか、県民からの口腔ケア等の相談に応じている。また、歯科往診について普及啓発活動を行っている。

4 感染症対策の強化

感染症発生動向調査の体制を整備し、情報発信機能を強化するなど、正しい知識の普及啓発や医療体制の整備等を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の施策を、感染症対策委員会等と連携して実施する。

肝炎対策については、感染者を早期に発見し、適切な治療につなげ、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止を図るための事業を、肝炎対策協議会等と連携して実施する。

また、結核対策について、DOTSの推進や医療連携体制構築等に取り組むほか、「おかやまエイズ感染防止作戦」の実施等により、エイズ・性感染症対策を推進する。

(1) 感染症対策

- ア 感染症発生動向調査事業
一類～五類感染症の発生状況について、その情報を収集、分析し、感染症情報センターから公表することにより、感染症の発生予防及びまん延防止に努める。
インフルエンザや腸管出血性大腸菌感染症は、幼児や高齢者では重篤になる例があることから、流行を早期に把握して、注意喚起等必要な対策を講じることにより、施設内等でのまん延防止に努める。
- イ 新型インフルエンザ等対策
新型インフルエンザ等対策特別措置法施行に対応し、平成25年10月に作成（改訂）した県行動計画に沿って、医療体制整備、県民等への情報提供を行う等、対応に万全を期す。また、国の備蓄方針に基づき、新型インフルエンザ発生時における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給体制の整備を図る。
- ウ 感染症患者等移送ネットワークの強化
新感染症、一類・二類感染症、新型インフルエンザ等感染症等重大な感染症の発生時において、県、感染症指定医療機関及び消防機関が相互に連携・協力し、迅速かつ適切に患者を移送できる全県的な移送体制の強化を図る。
- エ 麻しん、風しん対策
麻しんの排除状態の維持、風しんや先天性風しん症候群の排除を早期に達成するため、抗体検査や予防接種の推奨等、普及啓発、発生時の迅速な対応等に努める。

(2) 肝炎対策の推進

- ア 肝疾患診療地域連携体制強化事業
岡山県肝疾患診療連携拠点病院である岡山大学病院と連携し、肝疾患診療に携わる地域の医療従事者に対する研修への協力を行うとともに、患者、家族からの医学的な相談を行う肝炎相談センターを岡山大学病院に併設する。
- イ 検査体制の充実
保健所での無料相談・無料検査や肝炎専門医療機関での無料検査を実施する。また、地域や職域において検査を勧奨する人材として、「地域肝炎対策サポーター」を養成することにより、肝炎患者の早期発見・早期治療を進める。
- ウ 肝炎治療特別促進事業
B型、C型ウイルス性肝炎の治療に係る医療費を助成し、将来の肝硬変、肝がんの予防を図る。
- エ 肝炎陽性者フォローアップ事業
肝炎ウイルス陽性者に検査費用の助成等により受診勧奨を行い、重症化予防を図る。
- オ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業
肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者に対し、医療費を助成し負担軽減を図る。

(3) 結核対策の推進

- ア 健康診断及び予防接種の推進
定期健康診断と予防接種（BCG）の大切さについて、市町村等と協力して普及啓発を進めるとともに、受診率と接種率の向上に努める。
- イ 結核管理の徹底及び病原体サーベイランスの推進
保健所に届出及び登録された結核患者については、治療中のみならず結核登録削除の基準に該当するまで、病状の経過や受療状況等について確実に把握する。
また、菌株の確保とその検査結果を積極的疫学調査等に活用しやすくするための体制を整備する。
- ウ 適正医療の普及
感染症診療協議会において患者の治療状況、入院（勧告・措置）、就業制限、医療費の公費負担申請等について審議し、適正医療の確保に努める。

- エ 施設内（院内）感染防止対策の推進
高齢者が集団で生活する施設や、学校等の結核感染予防対策の取組強化を図る。
また、「岡山県結核定期健康診断補助金」の積極的な活用を促していくほか、施設職員等を対象とした研修会を開催する。
- オ DOTS（直接服薬確認療法）の推進
服薬支援機能等を持つ全県統一の「岡山晴れ晴れDOTS手帳」を全結核患者に導入し、保健所を拠点とし、患者の背景及び地域の実情に応じて、各関係機関連携の下に、患者の治療成功を目指して、服薬支援を行うDOTSの推進に取り組む。
- カ 医療連携体制の構築
岡山県結核診療連携拠点病院及び岡山県結核診療基幹病院を中心とし、身近な地域で病態に応じた医療を受けられる体制の確保を図る。
2つの拠点病院において、地域の結核医療の向上・普及のため結核医療相談・技術支援センターを設置し、医療関係者からの結核医療に関する相談対応や技術支援を行うとともに、研修等を行う。

（４）おokayamaエイズ感染防止作戦の推進

- ア 受けやすい検査
全保健所で無料匿名のエイズ検査（備前・美作保健所では即日検査）を実施するとともに、エイズ治療拠点病院や身近なクリニックで自己負担一律1,000円のエイズ検査等を実施する。
- イ 戦略的な普及啓発
ハイリスク者（MSM：男性間で性交渉を行う者等）を対象を絞り込み、関連団体等と連携し、分かりやすく、持ち帰りやすい検査啓発カード等で受検勧奨を行う。
また、県広報の活用やマスコミへの働きかけを積極的に実施するとともに、HIV検査普及週間（6/1～6/7）や世界エイズデー（12/1）を中心とした前後の日を重点実施期間として普及啓発等を進める。
- ウ 関係者の連携強化
エイズ医療等推進協議会を開催し、総合的な対策について協議するとともに、エイズ医療提供体制の推進を図る。

（５）性感染症対策の推進

性感染症、特に梅毒のまん延が危惧されており、梅毒対策においては、重点的な取組を実施する。また、保健所・支所において、匿名・無料で梅毒・性器クラミジア感染症の検査を実施するとともに、早期発見・治療のための体制強化や診療科を超えた連携の推進、啓発資材等の活用により、正しい知識の普及やハイリスク者への検査受診勧奨等に努める。

（６）子宮頸がん予防対策の推進

子宮頸がん予防については、これまで約9年にわたりHPVワクチンの積極的接種勧奨が中断されていた影響が大きく、勧奨差控え前の接種水準まで回復していないことから、保護者に加え、児童・生徒への普及啓発に積極的に取り組む。また、ワクチンの定期接種の機会を逃したキャッチアップ接種対象者に対して、子宮頸がん検診の受診の必要性を周知するなど、効果的な受診勧奨を行う。

（７）予防接種対策

市町村、県医師会等関係機関と連携し、定期接種の接種率の向上と利便性の高い予防接種実施体制の整備に努める。
また、岡山県予防接種センターの運営により、県民が安心して予防接種を受けられる体制を強化する。

(8) 環境保健センターでの岡山県感染症情報センター及び感染症関係検査

岡山県感染症情報センターにおいて、県内における感染症患者情報及び病原体検査情報を収集・解析し、国立感染症研究所感染症疫学センターから還元される全国の情報とあわせて関係機関及び県民に対して積極的に情報発信することにより、感染症の予防及びまん延防止に努める。

また、国立感染症研究所と連携を図りながら、環境保健センターにおいて各種感染症の細菌・ウイルス検査を実施し、感染症の発生動向について調査する。

5 ハンセン病問題対策の推進

(1) 岡山県ハンセン病問題対策協議会の設置

ハンセン病問題対策協議会を開催し、偏見・差別の解消のための普及啓発や療養所全体としての社会復帰の支援についての具体的な対策の協議を行う。

(2) 普及啓発事業

入所者による語り部講演会やDVD、小冊子、ホームページ等を活用した普及啓発を進めるとともに、入所者と学校や団体等との交流を促進する。また、6月22日の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」にあわせたパネル展や講演会を開催する。

(3) 療養所全体としての社会復帰の支援等

地域との交流を推進することにより、療養所全体としての社会復帰を推進するとともに、社会復帰者に対しては、医療費、介護費、住宅費の助成により支援を行う。

また、全国各地の療養所の本県出身入所者を訪問するとともに里帰りの支援を行う。

6 精神保健福祉施策の推進

適正な精神医療の確保と精神障害のある人の自立・社会参加の促進を図る。特に、平成30年3月に策定の「第8次岡山県保健医療計画」及び令和3年3月策定の「第6期岡山県障害福祉計画」に基づいて、精神科病院からの地域移行を促進するとともに、地域における精神科医療連携体制と生活支援体制の充実を図る。

(1) 啓発活動及び地域精神保健福祉施策

ア 普及啓発事業

「精神保健福祉普及週間」を中心に正しい精神保健知識の普及を図り、県民の心の健康の保持増進に努める。

イ 精神保健相談

保健所において、精神科医師等による精神保健相談を行う。また、県精神保健福祉センターにおいて、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に関する相談に応じるとともに、自殺、ひきこもり、こころの電話相談を行う。

ウ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援事業

高次脳機能障害及びその関連障害のある人への理解の促進と支援の普及を図るため、支援拠点機関に相談コーディネーターを配置して専門的相談や生活上の支援を行うとともに、自治体及び医療機関の職員に対する研修等を実施する。

エ 自殺対策推進事業

令和3年3月に策定した「第3次岡山県自殺対策基本計画」に基づき、岡山県自殺対策連絡協議会を開催し、他機関とも連携した効果的な自殺対策を検討するとともに、県自殺対策推進センターによる保健所と連携した市町村への支援、関係機関職員や県民への研修及び普及啓発活動等を実施する。

さらに、県及び市町村で地域の実情に応じた地域自殺対策強化事業を実施する。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

精神科病院に入院している退院可能な精神障害のある人に対し、本人の意向を尊重しながら、関係機関が連携し、地域生活への円滑な移行及び安定した地域生活の実現

を図るとともに、精神障害者を含む精神保健に課題がある人たちが地域で本人らしい暮らしができるように地域生活支援体制を構築する。

イ 地域包括ケア型精神科在宅支援（アウトリーチ）事業

医療を中心とする専門職で構成する多職種チームが、保健所、市町村、相談支援事業所等の関係者と支援ネットワークを形成し、医療導入や治療継続が困難な人の地域生活定着のために、医療と生活面の包括的支援を提供する。併せて、多機関ネットワークによるアウトリーチ支援の普及を目指し、支援体制を構築する。

ウ 地域移行促進センター事業

精神障害のある人からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うため、24 時間電話相談及びホステル事業を実施し、地域生活を維持・継続するために必要な援助を行う。

エ ひきこもり予防支援事業

ひきこもり対策の拠点として県精神保健福祉センター内に設置したひきこもり地域支援センターと保健所等関係機関が緊密な連携を図りながら、本人や家族の状態に応じた相談支援の充実を図るとともに、市町村等のひきこもり支援関係機関の取組を支援する。

また、ひきこもりの予防や支援のため、本人や家族等との座談会や地域の関係機関による連絡会議を開催するとともに、社会復帰への足がかりとなるよう、居場所を提供することにより対人関係等の醸成を図る。

（3）医療及び保護対策

ア 入院医療制度

県内の精神科病院は、14 病院、2,563 床（令和 5 年 4 月 1 日現在。岡山市を除く。）となっているが、入院患者の人権に配慮した適切な医療が提供されるよう、これらの病院に対して実地指導・実地審査を実施するとともに、精神医療審査会において、病院から提出される定期病状報告書等及び入院患者等からの退院等請求に基づき入院の必要性や処遇を審査し、必要な指導等を行う。

イ 自立支援医療費（精神通院医療）公費負担制度

精神障害の適正な医療の普及を図るため、通院医療に要する費用について、障害者総合支援法に基づき、その費用の原則 90%を医療保険と公費で負担する。なお、自己負担については、所得区分等に応じ、軽減措置が設けられている。

ウ 精神科救急医療システム

休日・夜間に精神障害のある人が緊急な対応を必要とする場合に、精神科救急情報センターにおいて、相談・情報提供や応急入院指定病院等との連絡調整を行うほか、病院群輪番制による休日・夜間の診療体制により、迅速かつ適切な医療を提供する。

（4）県精神保健福祉センター（メンタルセンター岡山）

精神保健及び精神障害のある人の福祉に関する総合的技術センターとして、知識の普及・調査研究や相談指導事業及び保健所や市町村等に対する技術指導、技術援助を行うなど、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を担っている。

また、多職種による訪問支援チームを設置し、精神障害のある人の地域生活定着のためのアウトリーチにおいて、保健所及び市町村等への技術指導を行うとともに、関係機関の連携を強化し支援の充実を図る。

さらに、平成 30 年 7 月豪雨災害による被災者の心の悩みや、コロナ禍における不安に対する相談など、心の健康に対する幅広い相談対応を行う。

（5）地方独立行政法人岡山県精神科医療センター

平成 19 年度に地方独立行政法人化して以来、精神科救急医療、児童・思春期精神科医療、薬物等依存症医療、司法精神科医療など、高度で専門的な政策的医療に積極的に取り組んでいる。また、災害発生時には、災害拠点精神科病院として県内の精神科医療を維持することとしている。

令和 4 年度からの第 4 期中期計画においては、県の精神科医療の中核病院として、より治療効果の高い先進的な医療を提供するとともに、24 時間 365 日断らない精神科救

急の実施など、公的病院として求められる医療を推進するほか、新たな感染症発生時には、精神疾患を有する感染者の受け入れを行うなど、県の要請に積極的に対応することとしている。

7 地域における健康づくりの推進

(1) 健康づくり地区組織の育成・強化

ア 岡山県愛育委員連合会（愛育委員）

愛育委員は、すこやか育児の推進等母子保健を中心に、生活習慣病・感染症等の予防、歯科保健、思春期保健、精神保健、献血活動、禁煙運動の推進等、住民の生涯にわたる健康づくりを目指して、地域の健康づくりボランティアとして活動している。

イ 岡山県栄養改善協議会（栄養委員）

栄養委員は市町村が実施する栄養教室を修了した地域のボランティアで、「私達の健康は私達の手で～のばそう健康寿命 つなごう郷土の食～」をスローガンに、食事、運動、休養等の面から地域の健康づくりを支える活動を行っている。

《生活衛生課》

1 生活衛生営業等の衛生確保

県民の日常生活に密接に関係するサービス等を提供する飲食業、理・美容業やクリーニング業等の生活衛生関係営業（以下：生衛業）については、全般に零細で、営業基盤も脆弱であり経営環境は厳しい状況にある。

県では、自主管理の推進と効率的な監視指導を実施するとともに、（公財）岡山県生活衛生営業指導センター（以下：指導センター）及び13業種の生活衛生同業組合（以下：生衛組合）と連携して、こうした生衛業の経営の合理化、施設の近代化等の指導に努め、公衆衛生の維持向上を図る。

また、公衆浴場確保対策、建築物衛生対策及び家庭用品安全対策等を実施する。

(1) 生活衛生営業者対策

ア 経営安定の指導

- ・営業者を対象とした経営管理、施設の近代化、衛生措置の遵守等に係る講習会を開催する等、指導センターを通じて生衛組合を育成指導する。
- ・日本政策金融公庫資金融資制度の積極的な利用を推進するため、指導センターと各生衛組合を通じて、融資の斡旋指導を行う。
- ・生衛業の振興を計画的に実施するため、関係生衛組合に対し、振興計画の積極的な推進を指導する。また、消費者保護の施策として標準営業約款制度（クリーニング業、理・美容業、めん類飲食店及び一般飲食店）の普及促進に努める。

イ 監視指導

関係法令に基づき、効率的な監視指導を実施するとともに、営業者の自主管理を積極的に推進することにより、生衛業の施設整備と衛生水準の維持向上に努める。

また、平成29年4月1日に施行した「岡山県生活衛生営業関係（理容師法・美容師法・クリーニング業法）行政処分指針」に基づき法令遵守指導の一層の強化を図る。

(2) 一般公衆浴場確保対策

ア 入浴料金

一般公衆浴場の入浴料金は、物価統制令により知事が指定しており、指定にあたっては、公衆浴場経営実態調査を行うほか岡山県公衆浴場入浴料金審議会に諮問し、その答申を得ることとされている。

○一般公衆浴場入浴料金統制額（令和4年12月1日改定）

大人	中人	小人
450円	200円	100円

イ 確保対策

一般公衆浴場の経営の安定化及び確保対策のために、設備改善、経営安定の助成措置を行う。

(3) 公衆浴場及び旅館の入浴施設におけるレジオネラ症発生防止対策

公衆浴場法施行条例・旅館業法施行条例に基づき入浴施設への立入検査を実施するとともに、水質検査結果に基づく衛生管理指導を通じてレジオネラ症の発生防止に努める。

さらに、営業者に対するレジオネラ症発生防止講習会を開催し、入浴施設における衛生管理のさらなる徹底を図る。

また、入浴施設においてレジオネラ属菌が検出された場合には、平成 29 年 4 月 1 日に施行した「公衆浴場法に基づく行政処分取扱要領」及び「公衆浴場等におけるレジオネラ属菌対応要領」に基づきレジオネラ症発症の未然防止並びに健康被害の拡大防止を目的として衛生管理指導の一層の強化を図る。

(4) 建築物衛生対策

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等に基づき、多数の人が利用する特定建築物の適正な維持管理の実施について指導する。

また、建築物清掃業等 8 業種の営業者について登録事務及び指導を行う。

(5) 家庭用品安全対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、県内各地において試買検査を実施するとともに、公衆衛生上の見地から店舗等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、県民の健康保持に努める。

(6) 室内空気汚染物質対策

住まいに起因した健康障害は、「シックハウス症候群」、「アレルギー疾患」等多岐にわたっており、保健所において、県民からの室内空気汚染に関する相談に応じ、関係機関と連携し、的確なアドバイスを行う。

(7) 養成施設の登録及び指導

「調理師法」及び「製菓衛生師法」並びに「理容師法」及び「美容師法」に基づき、調理師・製菓衛生師養成施設並びに理容師・美容師養成施設の登録及び指導を行う。

○調理師養成施設

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

施設名	所在地	総定員	指定年月日
西日本調理製菓専門学校	岡山市北区大供 3 丁目 2-18	昼間 150 名	S43. 10. 1
おかやま山陽高等学校	浅口市鴨方町六条院中 2069	昼間 135 名	S61. 2. 10
岡山県立津山東高等学校	津山市林田 1200	昼間 120 名	S63. 3. 4
専門学校岡山ビジネスカレッジ	岡山市北区岩田町 3 番 22 号	昼間 30 名	H29. 3. 28

○製菓衛生師養成施設

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

施設名	所在地	総定員	指定年月日
西日本調理製菓専門学校	岡山市北区大供 3 丁目 2-18	昼間 120 名	H14. 2. 4
専門学校岡山ビジネスカレッジ	岡山市北区岩田町 3 番 22 号	昼間 60 名	H17. 9. 13
おかやま山陽高等学校	浅口市鴨方町六条院中 2069	昼間 120 名	H21. 12. 9

○理容師及び美容師養成施設

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

施設名	所在地	総定員	指定年月日
岡山県理容美容専門学校	岡山市北区大元 2-6-5	理容 80 名	H10. 4. 1
		通信 120 名	
		美容 280 名	
		通信 198 名	
岡山県立岡山聾学校	岡山市中区土田 51	理容 32 名	H28. 1. 6
		美容 240 名	
専門学校岡山ビューティモード	岡山市北区昭和町 3 番 12 号	美容 240 名	H14. 3. 25
		通信 240 名	
専門学校倉敷ビューティカレッジ	倉敷市寿町 10-5	美容 160 名	H13. 3. 29
		通信 180 名	

(8) 遊泳用プール衛生確保対策

学校を除く 100 立方メートル以上の遊泳用プールについて、「岡山県遊泳用プール指導要領」等に基づき、県民が衛生的かつ安全にプールを利用できるよう、営業者の自主管理を促す。

(9) 衛生関係従事者試験免許

ア 衛生関係従事者試験

調理師、製菓衛生師及びクリーニング師試験について、それぞれの法令に基づき、実施する。

なお、調理師試験については、平成 28 年度から（公社）調理技術技能センターに委任し実施している。

イ 衛生関係従事者免許

調理師、製菓衛生師及びクリーニング師の免許は、県知事免許であり、試験合格者等に対して申請に基づき交付する。

2 宿泊施設の適正な運営確保

旅館業及び住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため、営業者及び事業者からの許可・届出受理を行うとともに、営業者及び事業者が責務を着実に果たすよう指導監督を行う。

なお、住宅宿泊事業の届出を行うことなく宿泊業を行った者及び届出済の住宅宿泊事業者にあって 180 日を超えて宿泊業を行った者は、旅館業法の無許可営業に該当するため、令和 2 年 4 月 1 日に施行した「旅館業法に基づく行政処分要領」に基づき適切な指導・行政処分等を行う。

○宿泊施設の数（令和 5 年 3 月末現在）

区分	旅館業		住宅宿泊事業
	旅館・ホテル	簡易宿所	
施設数	371	273	33

※ 岡山市及び倉敷市分は除く

3 食の安全・安心の確保

腸管出血性大腸菌による食中毒をはじめ、食品に起因する健康危害のリスクを低減するためには、食品等事業者に対する監視指導や試験検査を強化するとともに、消費者である県民へ食中毒予防の正しい知識を普及することはもちろん、県民、食品関連事業者等もそれぞれの責務や役割を果たしながら、食の安全・安心のための施策を一体的に展開・推進することが重要である。なお、令和 5 年度は、以下の事項に重点的に取り組む。

- ①食中毒対策の強化
- ②HACCP に沿った衛生管理の実施状況の確認
- ③食品等の効果的な試験検査の充実

(1) 監視指導、検査等

「令和 5 年度岡山県食品衛生監視指導計画」に基づき、各保健所及び食肉衛生検査所が、食品関係施設への監視指導、食品等の試験検査及びと畜検査等を実施する。

ア 監視指導の実施

監視指導の対象施設は、社会的に影響の大きい営業施設や広域流通食品等事業者などの重点的監視対象施設、その他の一般監視対象施設、食品衛生法改正で新たに創設された届出施設の 3 つに区分を設定し、施設の規模や業種に応じた監視指導を行うとともに、HACCP に沿った衛生管理の定着を図る。

また、時期や対象施設を定め集中的に監視を行う各種一斉取締り等を実施する。

イ リスクの高い食中毒対策

重篤な健康被害を引き起こす腸管出血性大腸菌やカンピロバクター食中毒発生防止策を強化するため、事業者に対して食肉等の取扱状況を確認する他、生食のリスクについて周知を図るとともに、営業施設におけるノロウイルス食中毒防止策の徹底を指導する。また、県民に対しては、ふぐの素人調理による食中毒を防止するため、ふぐ毒の危険性を周知するなど、家庭における食中毒の予防方法についての啓発を行う。

ウ 食品等の試験検査

細菌数、食品添加物、残留農薬等の検査を実施し違反食品の排除に努めるとともに、迅速に食中毒の病因物質を検出するために遺伝子検査を実施し、健康危機に的確に対応する。

○食品等の収去検査状況（令和5年3月末現在）

区 分	収 去 検 体 数	検査区分	理化学検査		細菌検査		計	
			項目別 検査数	不適	項目別 検査数	不適	項目別 検査数	不適
食品・容器等	1,833	規格基準	41,293	0	600	1	41,893	1
		その他	531	1	5,039	0	5,570	1
		計	41,824	1	5,639	1	47,463	2

※ 岡山市及び倉敷市分は除く

エ 違反発見時の対応

食品衛生法に違反する事実が認められた場合には、「食品衛生法に基づく行政処分等取扱要領」に基づき、適正かつ厳正な行政措置を講じる。

なお、行政処分を行った場合は、危害拡大防止等を考慮した公表を行う。

オ 食中毒等健康危害発生時の対応

「岡山県食中毒対策要領」等に基づき、平常時の体制整備を図るとともに、発生時には迅速かつ的確な調査を行い、原因施設に対する営業停止命令等の行政処分を行う。

(2) 相談対応、情報提供等

ア 食品等に関する苦情・相談への対応

食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例第19条に基づく県民からの申出を含め、食の安全相談窓口（5保健所、県庁くらし安全安心課、生活衛生課の7機関）へ寄せられた相談、苦情等について、すみやかに調査等を行い、原因究明と再発防止を図る。調査の結果、人の健康に重大な危害を及ぼすと認められる場合等は、必要な情報を公表する。

イ 県民への情報提供及び普及啓発

食の安全に関する知識や情報等を県のホームページへ掲載するほか、各種広報媒体の活用により、普及啓発を効果的に実施する。また、講習会の開催等により、衛生知識の普及に努める。

ウ リスクコミュニケーションの推進

食品の安全確保に対する県民の不安を払拭し、食の安心を定着させるため、県民、食品関連事業者、県関係者が情報提供や意見交換を行う。

(3) 食品等事業者による自主的な衛生管理体制の推進

食品衛生法の改正により、原則として全ての食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理が求められており、食品衛生法に規定された事業者としての責務が果たされるよう、規模・形態等に応じた衛生管理体制について指導・助言等を行う。

また、(一社)岡山県食品衛生協会との連携を強め、食品衛生指導員による食品関係施設の巡回指導・自主検査の励行等の実施について指導を行うとともに、業界の自主管理体制を充実するため、業界組織の指導・育成に努める。

○食品衛生指導員等の活動状況（令和5年3月末現在）

年 度	指導員数	巡回指導件数	自 主 検 査 件 数	
			食 品	飲 料 水
平成 30	440	24,762	223	957
令和 元	439	24,495	208	889
2	427	21,504	214	850
3	428	17,540	183	802
4	371	15,001	165	940

※ 岡山市及び倉敷市分を除く

4 動物の愛護と管理

すべての県民が動物は「命あるもの」であることを認識し、人と動物が共生できる豊かな地域社会の実現を目指した「岡山県動物愛護管理推進計画（令和3～12年度）」に基づき、動物愛護思想の普及啓発、動物の飼い主への適正飼養指導、第一種動物取扱業者に対する監視指導、人と動物の共通感染症対策等、さまざまな施策を総合的かつ計画的に実施する。

特に、殺処分される不幸な犬や猫の削減を重要課題とし、引取り拒否要件の厳格運用、終生飼養や繁殖制限措置、マイクロチップの装着等による所有者明示措置、譲渡事業等の取組を強化、推進する。

（1）動物愛護業務

ア 飼い主のモラルの向上と適正飼養の普及

犬のしつけ方教室等の開催及び広報紙・ホームページへの情報掲載等により、飼い主のモラル向上と適正飼養の普及に努める。

○教室等参加者数(令和5年3月末現在)

しつけ方教室		ふれあい教室		犬と猫の譲渡会		
講習会	実技	センター内	出張	講習会	譲渡会	譲渡動物
279人	474人	654人	44人	363人	552人	325匹

※ 岡山市及び倉敷市分は除く

イ 普及啓発

動物愛護と適正な飼養について関心と理解を深めるため、（公財）岡山県動物愛護財団、（公社）岡山県獣医師会等と協働し、動物愛護フェスティバル、動物愛護週間（9月20日～26日）行事、動物ふれあい教室等を開催し、啓発を図る。

ウ 犬・猫の譲渡事業等の強化

ホームページへ掲載する収容動物情報の充実、犬・猫の譲渡会の開催、ボランティア譲渡の推進等により犬・猫の殺処分率の減少を図る。

エ 負傷動物への対応

道路や公園など公共の場所で負傷した飼い主不明の犬や猫を収容するとともに、獣医師会と連携して治療を実施する。

オ 動物愛護推進員等との協働

動物愛護推進員を対象とした研修会等を開催し、繁殖制限についての助言や譲渡のあっせん等、地域に根ざした動物愛護活動の推進に努める。

また、動物愛護推進員の委嘱や活動の支援に関する協議を行うため、岡山県動物愛護推進協議会を開催する。

カ 飼い主のいない猫対策

市町村、地域住民と連携し、地域猫活動を推進する事業を実施する。

(2) 動物管理業務

ア 飼い主からの犬・猫の引取り

犬・猫の引取りを求められた場合は、引取り拒否要件の厳格運用に努めるとともに、終生飼養や繁殖制限措置の指導を行う。なお、相当な事由があると認められる場合のみ、動物愛護センターで引取りを行う。

○犬猫の引取り頭数等の年度別推移（令和5年3月末現在）

区分		年度				
		平成 30	令和元	2	3	4
犬	引取り	7	32	15	35	22
	飼い主不明	282	243	185	174	214
	殺処分	5	9	11	4	7
猫	引取り	9	30	15	10	20
	飼い主不明	189	252	309	229	231
	殺処分	19	39	62	55	60

※ 岡山市及び倉敷市分は除く

イ 動物取扱業、特定動物飼養者への監視指導

ペットショップなどの第一種動物取扱業者に対し、動物の管理方法等について飼養管理基準に沿った飼養管理を行うよう監視、指導する。特に、犬猫等販売業者に対しては、犬及び猫へのマイクロチップの装着及び登録を適切に実施するよう指導する。

また、ニホンザル等特定動物の飼養又は保管施設に対し、適正飼養を指導する。

ウ 野犬等による危害発生の未然防止

野犬及び飼い主不明犬について、警察、市町村及び地元住民等関係者の協力を得ながら、保護収容に努め、咬傷事故等危害発生の未然防止を図る。

エ 犬の登録と狂犬病予防注射の推進

市町村が実施する犬の登録と狂犬病予防注射の推進のため、市町村に助言等を行う。また、獣医師会に対しては、犬の登録制度等の普及啓発等を行う。

オ 人と動物の共通感染症対策

人と動物の共通感染症の発生等の際は、保健所と協力して、感染動物の流通調査等を行う。また、感染予防のための動物との正しい接し方等の知識について、ホームページ等により普及啓発に努める。

(3) 災害時のペット対応

災害時のペット対応について、「岡山県災害時動物対応要綱」等に基づき、市町村職員や一般県民に対し、意識の向上を図るための普及・啓発活動を実施する。

(4) 情報提供

人と動物が共生できる豊かな地域社会の実現を目指し、動物虐待等の禁止及び動物の習性をよく理解した上での適正な取扱い等を県民に普及啓発するため、各種媒体による情報提供を行う。

5 化製場等の衛生対策

「化製場等に関する法律」に基づき関係施設に対して計画的に立ち入り検査を実施し、適正な管理を指導する。

また、死亡獣畜の埋却に関する事務については、埋却の許可等が適切に行われるよう市町村等を指導する。

6 水道の整備

水道は、生活に不可欠なライフラインであるとともに、社会的・経済的活動を支える重要な基盤施設である。

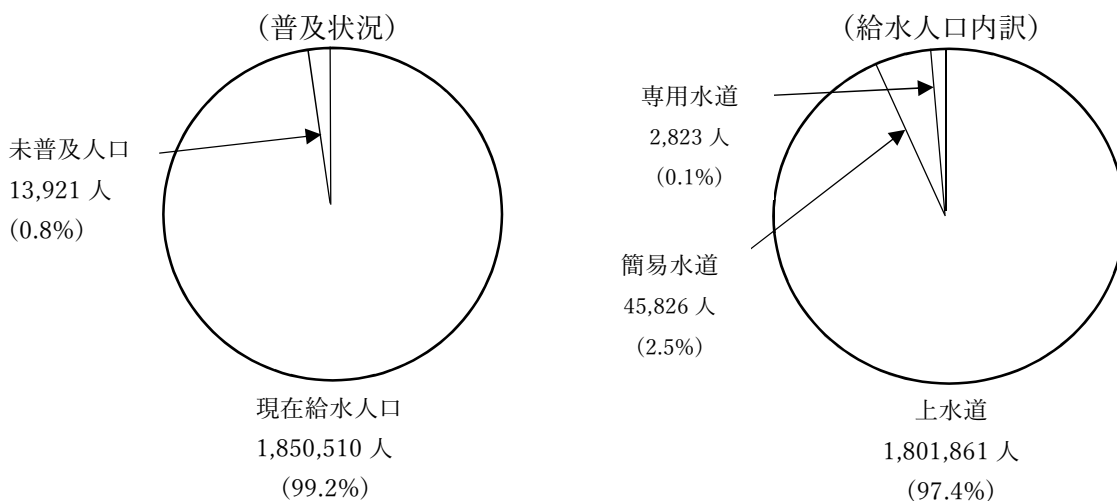
令和5年4月1日現在、県内には127の水道事業（上水道事業24・簡易水道事業37・専用水道62・水道用水供給事業4）があり、安全でおいしい水を安定的に供給できる水道の整備が進められている

(1) 水道の普及・基盤強化

本県の水道は、令和3年度末現在、普及率99.2%、給水人口は約185万人となっているが、水源や地理的条件に恵まれない山間部を中心に約1万4千人が井戸等の不安定な水源を利用している状況にある。一方、人口減少・節水等により、水需要は横ばいあるいは減少傾向にあり、料金収入が減少するなか、増加していく老朽化施設の更新や耐震化等の災害対策など様々な課題への対応が求められている。

このため、地域の実情に合わせ、上水道や簡易水道の拡張・統合等を促進し、普及率の向上に努めるとともに、市町村の区域を越えた多様な広域連携や官民連携の推進等を通じ技術的、財政的な基盤強化を図る。

また、アセットマネジメントの実践を通して、施設の更新や耐震化を計画的かつ効果的に実施していく。



県内総人口 1,864,431人

※1. 令和3年度末現在

※2. 県内総人口は毎月流動人口調査による

(2) 水資源の有効利用

県内に計画された水資源の開発により、苫田ダム等に確保された安定的水資源を、長期的展望に立ち、計画的に有効利用を図る。

(3) 水道広域化の推進

水資源の有効利用、施設整備における重複投資の防止、技術的・財政的な基盤の強化、水道水の安定した供給、料金格差の是正等を図る上で、水道の広域化は有効な手段である。

そこで、県全体の長期的な水需要の見通しのもとに水道整備の基本方針を定めた「岡山県水道整備基本構想」及び基本構想を具体化した「岡山県広域的水道整備計画」に基づき、将来の水需給状況を見据え、計画的・段階的に水道の広域化を進める。

また、令和元年10月1日に施行された改正水道法では、都道府県の責務として、水道事業者等との間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととされており、県では

「岡山県水道広域化推進プラン」を令和5年1月に策定した。

○水道広域化施設

施設区分		吉井川系			高梁川系
		岡山浄水場系	津山第1浄水場系	津山第2浄水場系	総社浄水場系
取水施設	位置	岡山市東区寺山	津山市中島	津山市草加部	総社市井尻野
	能力	141,920 m ³ /日	37,600 m ³ /日	10,000 m ³ /日	38,900 m ³ /日
浄水施設	位置	岡山市東区寺山	津山市小田中	津山市草加部	総社市井尻野
	方式	急速ろ過	急速ろ過	急速ろ過	緩速ろ過
	能力	136,100 m ³ /日	35,700 m ³ /日	9,500 m ³ /日	37,000 m ³ /日
	整備能力	90,734 m ³ /日	17,500 m ³ /日	9,500 m ³ /日	23,548 m ³ /日
送水施設	中継ポンプ	7箇所	6箇所	—	8箇所
	調整池	9箇所	9箇所	1箇所	7箇所
	送水管路	108 km	110 km	2 km	128 km

○給水対象及び計画給水量

給水対象		計画給水量(m ³ /日)	給水対象		計画給水量(m ³ /日)
吉井川系	岡山市	109,250	高梁川系	倉敷市	6,600
	津山市	19,340		井原市	2,200
	瀬戸内市	5,200		総社市	10,000
	赤磐市	20,050		高梁市	7,400
	和気町	1,600		真庭市	1,200
	鏡野町	3,000		吉備中央町	9,600
	勝央町	12,000		小計	37,000
	奈義町	4,000			
	久米南町	2,000			
	美咲町	4,860			
小計	181,300	合計	218,300		

(4) 水質管理

水道水質基準は、常に最新の科学的知見に照らして逐次改正することとされており、平成26年度に亜硝酸態窒素の項目が追加され、51項目の水質基準が設定されている。水道事業者等は、計画を立て、定期的にこれらの項目を検査することが義務付けられている。

安全で良質な水道水を給水するためには、水源から給水栓に至るまでの一貫した水質管理が重要であることから、水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危害管理を行う「水安全計画」の策定・実践を推奨するなど、一層の水道水質管理の強化を指導する。

《医薬安全課》

1 臓器移植等の推進

脳死からの心臓などの移植医療や心臓停止後の腎臓及び角膜の移植医療を進めるため、医療機関等の体制整備を図るとともに、臓器移植医療についての理解が進むよう、関係団体と連携のもと普及啓発活動に取り組む。

また、骨髄移植（末梢血幹細胞移植を含む）については、提供申出者（ドナー）の登録促進を図る。

(1) 臓器移植対策

ア 臓器移植の普及啓発

臓器提供意思表示ツールへの正しい記入と常時携帯についての啓発に努めるとともに、関係団体等との連携のもと、臓器移植に関する講演会、高校等への出前講座等を開催し、移植医療に関する理解の促進を図る。

イ 移植医療体制の整備

県臓器移植コーディネーターを（公財）岡山県臓器バンクに設置し、関係医療機関等との連携を促進するとともに、臓器提供施設における臓器移植院内コーディネーターの委嘱や、岡山県臓器移植推進連絡協議会の開催等を通じて、医療機関の体制整備を支援する。

ウ 臓器移植普及推進月間（10月）事業

臓器移植普及推進月間に合わせ、臓器移植に対する県民の理解を深めるとともに、意思表示カードの所持、記入などについての啓発を重点的に行う。

○臓器移植希望登録者の状況（全国／令和5年3月31日現在）

心臓	895	肺	534	肝臓	331	膵臓	174	腎臓	14,155	小腸	9
----	-----	---	-----	----	-----	----	-----	----	--------	----	---

○臓器移植・提供施設（令和5年3月31日現在）

医療機関	臓器移植施設					脳死下での臓器提供施設
	心臓	肺	肝臓	小腸	腎臓	
岡山大学病院		○	○	○	○	◎
川崎医科大学附属病院						◎
川崎医科大学総合医療センター						○
国立病院機構岡山医療センター					○	◎
岡山赤十字病院						◎
岡山済生会総合病院						○
岡山労災病院						◎
倉敷中央病院						◎
岡山旭東病院						○
津山中央病院						◎
岡山市立市民病院						◎

◎は、18歳未満の臓器提供も可

(2) 骨髄移植（末梢血幹細胞移植を含む）対策

「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」の基本理念を踏まえ、「骨髄ドナー登録窓口」や「骨髄ドナー集団登録会」を通じて、骨髄ドナーの登録受付を実施するとともに関係団体等と連携し、各種イベントや高校生への出前講座等を通じて、県民への骨髄バンク事業の普及啓発を行う。

また、市町村が行っているドナー支援制度の周知に努めるとともに、事業所に対しては、ドナー休暇制度の働きかけを行い、ドナー登録者が骨髄等の提供をしやすい環境整備を図る。

○骨髄移植の状況（県内）（令和5年3月31日現在）

骨髄ドナー登録者数	9,545
移植希望者数	32
骨髄提供件数	25
骨髄移植件数	29

2 難病対策及び小児医療対策

難病は、原因不明で効果的な治療方法が未だ確立していない希少な疾病であり、長期にわたり療養が必要となることから、患者やその家族は、長期にわたり、療養費を負担し、また、介護の人手を要することとなるなど大きな社会的、経済的負担を強いられている。このため、難病患者の療養生活の質（QOL）の向上を基本に、医療費等の助成、地域における保健・医療・福祉の充実と連携及び福祉施策の推進を三本柱として、総合的な難病対策を推進する。

(1) 難病対策

ア 医療費等の助成

指定難病患者への特定医療費の支給のほか、「特定疾患治療研究事業」、「在宅人工呼吸器使用患者支援事業」、「スモンに対するはり・きゅう及びマッサージ治療研究事業」、「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業」により、医療費の自己負担分を所得に応じて公費負担するなど、患者負担の軽減を図る。

イ 地域における保健・医療・福祉の充実と連携

難病患者の相談支援の拠点である岡山県難病相談・支援センターにおいて、保健所、医療機関、就労支援機関等との連携のもと、日常生活に関する各種相談支援や疾患に関する専門研修、地域交流会等を実施するほか、就労に向けた相談支援、情報提供等に取り組む。

また、早期診断体制や身近な医療機関での受診体制を整備するとともに、在宅難病患者の一時入院施設を確保するほか、地域ごとに医療福祉相談を実施するなど、難病患者を支援する。

さらに、難病のある人への災害時支援として、令和元年度に改訂した「災害時における難病患者等の行動・支援マニュアル」や「緊急医療支援手帳」の周知・活用を通じて支援体制の強化や防災意識の高揚を図るとともに、市町村との連携のもと要配慮者の情報共有等に努める。

ウ 福祉施策の推進

指定難病 338 疾病がホームヘルプサービスやショートステイ、補装具・日常生活用具の給付等、市町村が実施する障害福祉サービスの対象となっており、同サービスの適正かつ円滑な利用を支援する。

(2) 小児医療対策

悪性新生物など療養が長期にわたる 16 疾患群に罹患する児童に対しては「小児慢性

特定疾病医療費」により、結核児童に対しては「療育医療」により、医療費の自己負担分を所得に応じて公費負担する。

また、岡山県難病相談・支援センターに小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置し、関係機関等との連絡調整を図りながら、患児の自立・就労を支援する。

令和5年度から小児慢性特定疾病児童等への支援（相談、交流、学習支援）を実施し、患児に寄り添ったきめ細かなサポートにより将来への不安や孤独感の解消を図る。

3 公害健康被害者救済対策

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく旧指定地域のうち、玉野市及び備前市の認定患者に対し各種の補償給付を行うとともに、患者の健康を保持するため公害保健福祉事業を実施する。

4 石綿による健康被害の救済対策

石綿による健康被害者及び遺族で、労災補償等の対象とならない方への救済給付について、保健所等で認定申請の受付業務等を実施する。

5 血液事業の展開

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」の基本理念を踏まえ、必要とされる輸血用血液製剤と血漿分画製剤用原料血漿を善意の献血で確保するため、岡山県献血推進協議会を中心に市町村及び岡山県赤十字血液センター等関係機関との一層の連携により献血意識の高揚に努める。併せて、血液製剤の安全性の確保を図るとともに、適正使用について医療関係者に対する普及啓発を行う。

(1) 献血推進対策

広報媒体や啓発資料等を効果的に活用し、広く県民に対する献血思想の普及啓発に努めるとともに、「岡山県愛の血液助け合い運動」(7～8月)、「はたちの献血キャンペーン」(1～2月)等の事業を積極的に展開する。

また、最近、献血離れの傾向が顕著な若年層（高校生）に対して、教育委員会と連携し積極的に献血意識の高揚に努めるとともに、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、様々な広報手段を用いた献血への協力呼びかけ等を行う。

○献血状況の推移（令和5年3月31日現在）

年 度	区 分	献 血 者 数 (人)			
		総 数	献 血 車	献血ルームうらら (血液センター)	献血ルーム ももたろう
令和2	200 mL	1,181	269	349	563
	400 mL	52,487	36,905	5,698	9,884
	成 分	26,167	0	11,258	14,909
	計	79,835	37,174	17,305	25,356
3	200 mL	877	101	241	535
	400 mL	54,128	38,532	5,705	9,891
	成 分	24,523	0	10,951	13,572
	計	79,528	38,633	16,897	23,998

年 度	区 分	献 血 者 数 (人)			
		総 数	献 血 車	献血ルームうらら (血液センター)	献血ルーム ももたろう
4	200 mL	698	37	213	448
	400 mL	53,866	38,056	5,489	10,321
	成 分	24,687	0	11,267	13,420
	計	79,251	38,093	16,969	24,189

(2) 血液製剤の安全性確保対策

血液センターにおいては、献血時の本人確認、問診の徹底を図り、日本赤十字社においては、核酸増幅検査（NAT）等によるウイルス等のスクリーニング検査を実施して、肝炎・エイズ等の感染の未然防止に努める。

(3) 血液製剤の適正使用対策

岡山県合同輸血療法委員会を開催し、医療機関に対し「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」等の周知徹底に努める。

6 医薬品等の安全確保

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品等製造販売・製造・販売業者等に対し、指導監視を行うとともに、後発医薬品を含めた医薬品についての正しい知識の普及啓発、医薬品等の広告監視の実施、更に緊急医薬品等の迅速かつ安定的な供給に努める。

(1) 医薬品等製造販売業者・製造業者・販売業者等に対する指導監視等

医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図るため、医薬品等製造販売業者に対してはGVP・GQP省令、QMS体制省令の遵守を、医薬品等製造業者に対してはGMP・QMS省令等の遵守を、薬局開設者・医薬品販売業者等に対しては、医薬品等の販売ルールの徹底を指導する。さらに、法令遵守体制の整備についてもあわせて指導する。また、令和3年8月から開始した、認定薬局制度について周知するとともに、患者が自身に適した薬局を適切に選択できるよう、インターネット等を通じて県民にわかりやすく情報提供していく。

○医薬品等製造販売業等許可（登録）施設数（令和5年3月31日現在）

年度	区分	総計	医 薬 品				医 薬 部 外 品		化 粧 品		医 療 機 器		
			専 業		薬 局		製造販売業	製造業	製造販売業	製造業	製造販売業	製造業	修理業
			製造販売業	製造業	製造販売業	製造業							
令和元		413	11	43	20	20	10	36	31	50	20	44	128
2		433	11	44	22	22	12	36	34	53	21	47	131
3		431	11	44	21	21	12	36	34	53	21	47	131
4		429	11	43	17	17	12	38	36	57	20	48	130

○薬局・医薬品販売業等許可（届出）施設数（令和5年3月31日現在）

区分 年度	薬局	店舗 販売業	卸売 販売業	薬種商 販売業	特例 販売業	配置 販売業	配置 従事者	医療機器 販売・ 貸与業	再生医療 等製品 販売業
令和元	313	146	55	2	9	97	230	2,360	9
2	309	144	55	2	9	93	190	2,473	9
3	311	145	57	2	8	87	167	2,502	9
4	310	145	56	1	8	86	160	2,436	13

○薬事立入検査状況（令和5年3月31日現在）

区分 年度	許可・届出施設	立入検査件数	違反発見施設数
令和元	3,354	1,307	16
2	3,480	1,023	3
3	3,506	931	6
4	3,439	1,211	1

※許可・届出施設数は県外分を除く

(2) 後発医薬品の安心使用促進

岡山県後発医薬品の安心使用のための協議会を開催し、関係者間の情報共有、協議等を行う。また、協議会で作成した展示パネルや普及啓発資材を積極的に活用し、県民に対して広く普及啓発に努めるとともに、保険者協議会等の関係団体とも連携して取組を進める。

(3) 医薬品等の広告監視、試買検査

新聞・雑誌・インターネット等を媒体とした広告について指導監視を行う。
また、健康食品等の試買検査により、無承認無許可医薬品の一掃を図る。

(4) 緊急医薬品等の安定供給

県薬剤師会と連携して令和3年度までに育成した災害薬事コーディネーターの資質の維持向上に努めるとともに、医薬品卸業協会等関係団体との連携を強化し、緊急医薬品等の迅速かつ安定的な供給に努める。

7 毒物劇物危害防止対策

毒物劇物による危害の発生を防止するため、事故防止及び事故処理対策を重点として、関係機関・団体と連携を図り毒物劇物営業者等に対する指導監視を実施する。

(1) 毒物劇物製造（輸入）業者・販売業者・業務上取扱者等に対する指導監視等

毒物劇物の保管管理の徹底、保管場所への表示の徹底、譲渡手続の励行、取扱う毒物

劇物の性状及び取扱いに関する情報提供の徹底等について指導監視を行う。

特に、毒物劇物の取扱量の多い水島コンビナート地区内の事業所に対しては、災害・盗難防止対策を含めた事故防止・事故処理対策の徹底について指導する。

○毒物劇物登録施設数（令和5年3月31日現在）

年度	区分	製 造 業 輸 入 業	販 売 業			計
			一 般	農業用品目	特定品目	
令和2		75	329	155	20	579
3		75	326	152	19	572
4		74	314	146	19	553

○毒物劇物立入検査状況（令和5年3月31日現在）

年度	区分	登録・許可・届出 施設	立入検査件数	違反発見施設数
令和2		601	224	11
3		594	189	9
4		575	274	4

※立入検査件数及び違反発見施設数については、届出を要しない業務上取扱者を含む。

(2) 毒物劇物保管実態調査結果の活用

毒物劇物を大量に取り扱う者に対し、令和3年度に実施した「毒物劇物保管実態調査」の結果を踏まえ、漏洩時等の対応体制の整備等について指導する。

(3) 講習会の開催等

関係団体と協働して講習会等を開催し、毒物劇物営業者等の資質の向上を図る。

(4) 毒物劇物取扱い等知識の普及啓発

毒物劇物を取り扱う者に対し、各種広報媒体、会議等を活用して毒物劇物の安全使用、適正な保管・管理等について広く周知徹底を図る。

8 麻薬・向精神薬・覚醒剤対策

我が国の薬物の乱用は、覚醒剤事犯の検挙人員が1万人前後で推移し、依然として高止まり状況にある。また、令和4年度の大麻事犯検挙人員は、過去最高であった前年に次ぐ数であり、中でも同検挙人員の約7割が30歳未満であり、若年層における乱用拡大が深刻な状況となっている。

このため、関係機関との密接な連携のもとに、覚醒剤、大麻等依存性薬物の特性や乱用の弊害について周知徹底を図り、地域・県民ぐるみで薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進するとともに、麻薬・向精神薬・覚醒剤等の取扱者に対し立入検査を実施する。

また、危険ドラッグについては、「岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」に基づく知事指定薬物の指定や、県警察をはじめ、関係機関と連携し取締を行う。

○岡山県における薬物乱用の現状（令和5年3月31日現在）（単位：人、g）

区分 年度	全薬物 検挙人員	覚醒剤 検挙人員	覚醒剤 押収量	大麻事犯 検挙人員	乾燥大麻 押収量	麻薬 検挙人員	指定薬物 検挙人員
令和2	188	117	166.2	62	11,657.4	7	2
3	181	90	780.3	83	4,668.8	8	0
4	188	81	64.4	99	3,213.8	8	0

○麻薬取扱者数（令和5年3月31日現在）

区分 年度	総 数	麻薬 卸売業者	麻薬 小売業者	麻薬施用 者	麻薬管理 者	麻薬研究 者
令和2	6,400	13	729	5,263	340	55
3	6,441	13	739	5,293	346	50
4	6,447	13	742	5,304	344	44

○向精神薬取扱者数（令和5年3月31日現在）

区分 年度	総数	製造製 剤業者	免許みなし 卸売販売業者	免許みなし 薬局	病院 診療所	飼育動物 診療施設	試験研究施設	
							国の登録	県の登録
令和2	4,220	3	218	848	2,874	240	10	27
3	4,154	3	220	852	2,804	239	10	26
4	4,080	3	207	850	2,736	247	11	26

○覚醒剤・覚醒剤原料取扱者及び業務所数（令和5年3月31日現在）

区分 年度	覚 醒 剤			覚 醒 剤 原 料						
	国の施 用機関	研究者	計	製 造 者	取扱者	研究者	薬 局	病 院 診療所	飼育動 物診療 施設	計
令和2	2	11	13	1	17	9	848	2,874	240	3,989
3	2	9	11	1	17	7	852	2,804	239	3,920
4	2	8	10	1	16	6	850	1,756	249	2,878

（1）岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部

覚醒剤等薬物乱用防止対策について、関係諸機関相互の緊密な連携を図るとともに総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。

（2）岡山県覚醒剤等薬物乱用防止指導員協議会

県下各地域において約400名の覚醒剤等薬物乱用防止指導員を中心として、国連支援事業である「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動強化月間」等の啓発活動を実施する。

（3）指導監視の実施

麻薬・向精神薬・覚醒剤等の取扱者に対し立入検査を実施し、その取扱い及び保管・管理等の徹底指導に努める。

第5 令和5年度保健医療部当初予算額一覧表

(単位:千円)

区 分	令和5年度			令和4年度			比較(%)		
	当 初 予算額	財 源 内 訳		当 初 予算額	財 源 内 訳		予 算 額	一 般 財 源	
		特 定	一 般		特 定	一 般			
義 務 的 経 費	7,703,646	2,199,042	5,504,604	7,933,610	2,077,577	5,856,033	97.1	94.0	
内 訳	人 件 費	3,530,675	37,892	3,492,783	3,894,992	38,060	3,856,932	90.6	90.6
	公 債 費	0	0	0	0	0	0	—	—
	社会保障関係費	3,703,585	1,827,303	1,876,282	3,798,875	1,875,825	1,923,050	97.5	97.6
	そ の 他	469,386	333,847	135,539	239,743	163,692	76,051	195.8	178.2
一 般 行 政 経 費	54,440,952	48,767,040	5,673,912	46,282,786	41,891,319	4,391,467	117.6	129.2	
内 訳	運 営 費	1,218,672	137,121	1,081,551	1,010,233	167,018	843,215	120.6	128.3
	事 業 費	53,222,280	48,629,919	4,592,361	45,272,553	41,724,301	3,548,252	117.6	129.4
投 資 的 経 費	0	0	0	0	0	0	—	—	
内 訳	公 共 事 業 等 費	0	0	0	0	0	—	—	
	国 直 轄 事 業 負 担 金	0	0	0	0	0	—	—	
	災 害 復 旧 事 業 費	0	0	0	0	0	—	—	
一 般 会 計 の 計	62,144,598	50,966,082	11,178,516	54,216,396	43,968,896	10,247,500	114.6	109.1	
特 別 会 計 の 計	0	0	0	0	0	0	—	—	
合 計	62,144,598	50,966,082	11,178,516	54,216,396	43,968,896	10,247,500	114.6	109.1	

※ 令和5年度から、保健福祉部が保健医療部と子ども・福祉部に分割されたため、予算額も分割後の額としている。
また、令和4年度予算額については、令和5年度予算額の前年度額としている。

